

## 平成 2 1 年第 3 回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第 2 日目)

平成 2 1 年 9 月 1 6 日(水曜日)

午前 9 時 3 0 分開議

第 2 5 一般質問

第 5 議案第 5 2 号 平成 2 1 年度訓子府町一般会計補正予算(第 3 号)について

第 6 議案第 5 3 号 平成 2 1 年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)について

第 7 議案第 5 4 号 平成 2 1 年度訓子府町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)について

第 8 議案第 5 5 号 平成 2 1 年度訓子府町水道事業会計補正予算(第 1 号)について

第 9 議案第 5 6 号 訓子府町常呂川水系環境保全条例の制定について

第 1 0 議案第 5 7 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

第 1 1 議案第 5 8 号 北海道市町村総合事務組合の規約の変更について

第 1 2 議案第 5 9 号 網走支庁管内町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の減少及び規約の変更について

第 1 3 議案第 6 0 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

第 1 4 議案第 6 1 号 網走支庁管内町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

第 1 5 議案第 6 2 号 北海道後期高齢者医療連合を組織する地方公共団体の数の減少について

第 1 6 議案第 6 3 号 訓子府町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

追加日程

議案第 6 5 号 北海道横断自動車道建設にかかる町有林の処分について

第 1 7 認定第 8 号 平成 2 0 年度北見地区衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について

第 1 8 認定第 1 号 平成 2 0 年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 1 9 認定第 2 号 平成 2 0 年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 2 0 認定第 3 号 平成 2 0 年度訓子府町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

第 2 1 認定第 4 号 平成 2 0 年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第 2 2 認定第 5 号 平成 2 0 年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 2 3 認定第 6 号 平成 2 0 年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 2 4 認定第 7 号 平成 2 0 年度訓子府町水道事業会計決算の認定について

追加日程

意見書案第 5 号 道路の整備に関する要望意見書

出席議員（9名）

1番	佐藤静基君	2番	河端芳恵君
3番	山本朝英君	4番	川村進君
5番	小林一甫君	6番	橋本憲治君
7番	工藤弘喜君	8番	西山由美子君
9番	上原豊茂君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	佐藤明美君
総務課業務監	伊田彰君
企画財政課長	山内啓伸君
企画財政課業務監	森谷清和君
町民課長	平塚晴康君
福祉保健課長	佐藤純一君
福祉保健課業務監	八鍬光邦君
農林商工課長	佐藤正好君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	林秀貴君
水道課長	竹村治実君
子育て支援センター開設準備室長	菅野宏君
教育長	山田日出夫君
管理課長	上野敏夫君
社会教育課長	小野良次君
幼稚園・保育園事務長	菅野宏君
社会教育課業務監	元谷隆人君
教育委員長	飯田洋司君
監査委員	山田稔君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨君
会計管理者	三好寿一郎君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	森谷勇君
議会事務局係長	小林央君

### 開議の宣告

議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。

日程に先立ち、議会運営委員長から今後、議会運営について報告をお願いいたします。

議会運営委員会委員長（上原豊茂君） 皆さん、おはようございます。

ただいま、議長からのご指示がありましたので、議長より議会運営委員会に付議されておりました本定例会における追加議案の取扱いについて、議会運営委員会よりご報告申し上げます。

本日、9月16日午前9時から議会運営委員会を開催いたしまして、平成21年第3回定例会における、追加議案について協議をいたしました。

協議の内容につきましては、皆様のお手元に配布しておりますとおり、議案第65号 北海道横断自動車道建設にかかる町有林の処分についての追加議案について、議会運営委員会では協議いたしました結果、本会議に提出することに決定いたしました。

なお、本案の提案理由の質疑、討論、採決につきましては、議案第63号の質疑、討論、採決が終了した後、行うことといたします。

以上のとおり、議会運営委員会で決定いたしましたので、ご協力をお願いいたしまして議会運営委員会からの報告といたします。

なお、本日の日程の進行状況により、繰り上げ審議する旨、議会運営委員会として合意を得ておりますので、申し添えさせていただきます。

以上であります。

議長（橋本憲治君） 議員、説明員の皆さんに申し上げます。

昨日に続き、今日も温度が上がるようですので、上着を脱いで議場に参画していただきたいと思っております。

説明員の方も遠慮なく上着を脱いで進めください。

### 一般質問

議長（橋本憲治君） 日程第25、一般質問を継続いたします。

1番、佐藤静基君の発言を許します。

1番、佐藤静基君。

1番（佐藤静基君） 1番、佐藤静基。私は、ふるさと銀河線跡地整備と旧駅舎等の利用計画と現在の状況、さらに今後の取り組みや考え方について、町長にお伺いをいたします。

多くの困難を乗り越えて、平成18年4月20日、最終列車を見送り、銀河線鉄道が廃止してから早3年が経過いたしました。不安を抱えながらスタートした代替の路線バスも何とか順調に運行され、町民の足としての交通路線は、現状、確保されているものと思っております。

また、鉄路廃止後の処理事業につきましても、ほぼ計画どおり進められているものと考えますが、跡地の整備、旧駅舎とその周辺地等の処理や活用について、現在までの経過と今後の見通し、利用計画等について、以下の件について伺います。

1として、銀河線跡地処理の進捗状況についてであります。 として、現時点で予定の跡地は、すべて販売が可能なのか。今後の見通しについても伺いたいと思います。

また、売れ残った場合の土地の利用については、どのようになるのか。このお考えも伺いたいと思います。

として、評価額、払い下げの評価額のことを言っている訳ですが、その収支は予定どおりなのか。いわゆる販売との状況は予定どおりになっているのかという意味であります。その件についても伺いたいと思います。

として、最終的な跡地の処理年度は、いつごろと計画しておられるのか伺いたいと思います。

2として、現在の旧駅舎前は、当町のバス停をメインとして、南に向かって正面は道路が新しく整備され、まさに訓子府の玄関口として、ふさわしい広場だと考えております。先の計画では、旧駅舎周辺の跡地は、町が保有するというに伺っておりますが、現在、旧駅舎周辺の活用計画はどのように考えているのか。

として、ホームと鉄路跡地等の活用計画は、どのように考えているのか。

として、現状では鉄路跡地の整地が悪いため、雑草が多く、とうてい現在のお手伝いいただいておりますボランティア等では管理が困難であり、また、学生たちの通学路として、環境も良いとは言えません。今後、どのように維持管理していくのか伺います。

3として、旧駅舎の活用計画に対する支援の考え方について伺います。

今年3月の定例議会におきまして「訓子府町農業交流センターの一部の長期的な利用について」を議会で決議されたことによりまして、旧駅舎の事務室、駅ホール、それとホームを商工会が軽食喫茶コーナー及び地場産品PR等で、町の活性化に供するという施設の活用となりました。

しかし、駅舎の改装につきましては、当初の改造費の見積りの低さもあまして、その後、改めて、改造費を精査した結果、計画の4倍の見積りとなったようであります。当初の計画は、100万円ということでありまして、現在のところ、この長い景気低迷の中では、事業収支の見通しもたてにくい等で現在に至っています。

商工会の利用目的として、この旧駅舎を地域住民の憩いの場として、また、商工業全体の活性化への拠点として、さらに加工センターを活用した加工品の普及と地場特産品を広くPRし、地産地消の推進にも寄与できる等、消費、交流、観光の拠点施設として、有効利用の可能性の高い事業であると考えております。

以上のような状況から、この際、町として、駅舎改修費を予算の中から支援策が必要な時でないかと考えます。この支援について考え方を伺いたいと思います。

以上です。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、ふるさと銀河線跡地整備と旧駅舎の活用等について、3点のお尋ねをいただきましたのでお答えさせていただきます。

1点目の「銀河線跡地処理の進捗状況」についてであります。農業交流センター周辺

を除き、売却をすることで事務を進めておりましたが、東町・東幸町地区と若葉町・若富町地区については、残念ながら売買不成立となりました。後の管理を考慮し、一定のまとまった単位での売却を前提として進めており、一部購入希望もありましたが、売買成立には至りませんでした。

今後は、町で管理することとなりますが、家庭菜園等として使用されている跡地も多く、現状どおり使用いただくことが管理上も望ましいと考えているところであり、今後調整することにしております。

評価額との収支に関してですが、JAの最終結論は出ていませんが、大町区域は前向きに検討いただいておりますので、売却が成立したと仮定してお話させていただきます。

北海道ちほく高原鉄道株式会社から約31.5ヘクタールの跡地を3,171万円で購入いたしましたが、その際の鑑定標準価格を参考に袋地など土地の形状等を勘案し、財産審議委員会に諮り単価を定めまして、町としては、全体として4,757万円の価値があるとの評価をしているところでございます。

このうち、旧駅舎構内など町保有分を除く約29.2ヘクタール、評価額で約3,070万円相当の跡地売却を予定しておりましたが、売却できない土地が生じたため、結果として、25.9ヘクタールが売却でき、売払見込額が約1,690万円となりました。これは、ほぼ評価額どおりに売却できたと認識しているところでございます。

なお、土地の売買については、今年度中に終了予定でございます。

2点目の「旧駅舎周辺の活用計画の考え方」につきましては、後ほど説明させていただきますが、現在、商工会で農業交流センターを改装工事中であり、今後プラットホームも含め活性化拠点施設として、事業展開することを予定しているところでございます。

町としても大いに期待しているところでございます。ある程度軌道に乗った段階で商工会などとプラットホームや鉄路跡地の活用を協議し、まちづくり委員会などからご意見をいただき旧駅舎周辺の活用計画について、取り進めていく考え方でございます。

また、今後の維持管理につきましては、23年度以降となりますが、町道幸町線の整備を予定しておりますので、ヒバの剪定や草刈りなど人手のかかる旧駅舎西側の管理作業については不要となることから、当面は維持管理事業予算で対応していく考えでございますのでご理解願います。

3点目の「旧駅舎の改修に係る支援策」についてであります。ご案内のとおり旧駅舎スペースにつきましては、プラットホームと一体化した「まちの活性化の拠点」として、喫茶スペースの設置のほか、地場製品のPR、販売やフリーマーケットなど、広く町民が集い、交流できる機会の提供と農業交流センターの機能を最大限活用するため、本年4月に訓子府町商工会に貸し付けをしたところであります。

現在、施設の改修工事が行われているところであり、今月末には完成する予定となっておりますが、この改修費用につきましては、借り手であります訓子府町商工会が負担する取り決めとなっておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

なお、本事業に係る支援策としましては、出店される方が構成員となっている駅舎の活用グループから「元気なまちづくり総合補助金」の対象事業として、特産品の陳列棚の購入費等に係る補助申請がございましたので、審査委員会の審査を経て、既に事業採択をしたところであります。今後、事業を展開していく中で、所期の目的達成のために必要なもの

についての支援要請があった際には、商工会とも十分に連携し検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

1番（佐藤静基君） 1点目の件についてお伺いをいたします。状況としては、大体理解できますし、最終的には今年度中に売買を終わらしたいということでした。それから今、答弁の中で、売れなかったという状況があるようですが、この辺の理由としては、どのようなことがあり、取引ができなかったのか、売買できなかったということを1つ伺いたい。

もう1つは、当初から土地の売買については、線路の下に敷いてある砂利とそれから当然、交通の面から、土盛りをして平地よりかなり違う条件をつくった地形になっておりますが、売買の場合、この砂利と整地については、どのような内容で取引されているのか。この2点を教えてください。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（山内啓伸君） まず、1点目の売買ができなかった理由なのですが、これは大きく2つほどあると思うのです。1つは、値段の問題がありました。それで財産審議会で実態に合わせ検討し値段をある程度下げたという経過もございます。ただ、それも含めまして、将来的に自分が、特に高齢化によって、今後の維持、今では家庭菜園としてかなりの方が作っているのですが、それをもう年を取って、これからはなかなか維持ができないというようなことで、価格の問題ではないというような考え方もかなりありまして、1回目では、どんな状況であっても購入しないという意向もかなりあったというのも事実であります。価格の問題とあとは高齢化の問題でした。今後の維持の問題ということが最大の理由だったというように思います。それと砂利の土盛りにつきましては、1回目の説明会の中で砂利の撤去をしなければ、今後使うことができないので、そこら辺を検討して欲しいというようなこともありまして、確か当初予算で400万円ほど砂利の撤去費用を計上した経過がございますが、結果として、今言いましたように砂利を撤去しようが高齢化の関係もあり、なかなか砂利の撤去だけでは購入できないということもありまして、そのようなことを考えますと結果として売れなかった場合は、町で管理するということになりますので、その管理の仕方として、砂利を撤去するのが良いかどうかということは、内部で検討しましたが、あのまま110何年間ずっとあの形態で置いてあったということですから、かえって逆に撤去することによって水の関係とか、そのようなものがなかなか処理が難しくなるではないかということで砂利の撤去については、売買が成立した段階で、地先の方と協議して「砂利を撤去するかしないか協議して決めましょう」というような形になっております。今のところ売買をするという実践会も含めた方々については、砂利の撤去を希望されている方はいないというような状況になります。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

1番（佐藤静基君） 要するに現状のままで処分できるということの解釈でいいのですね。

それとたまたまある場所で、このような方と会ったのですが、この方は買わない。高齢で買えないというような内容だったのですが、もし、貸してもらえるのであれば、それなりの料金は払うつもりでいるのですが、利用したいという考えがあるのですがそんな

った場合の話し合いというのはどうしますか。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（山内啓伸君） 説明会に入りまして、やはり現実的な問題として、今後もやはり使いたいというような意見は相当ありました。それで実際歩いてみましたら、大体40%程度の方が市街地ですが、何らかの形で利用されているということで、これについては、今後の説明にはなると思うのですが、先ほど答弁でありましたとおり現状のまま使用いただくという方向で、今後、説明などを対象者にしていきたいと考えております。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

1番（佐藤静基君） それぞれまだ期間がありますから、細かい点については、それなりに対応されると思いますので、細かいことは必要ないというように思います。

それと2件目の件ですが、たまたま、現状を見ますと駅の北側は赤くさびた砂利と雑草が茂り、節約のためでしょうか今の施設内は暗く、これからは明るくなると思いますが、薄暗い電灯の施設内で、夕方行きますと子どもたちがものを食べてたむろしている。たむろという言葉は、不適切かもしれませんが、固まっている。非常に通学路でありますので、環境的にも好ましいと思いません。たまたまバス停でありますので、利用する方々の評判もあまり心地良くはありませんというような考えであろうと思います。それで跡地利用計画というのできているのですが、これは平成19年から28年までの10年間という非常に長期にわたる事業だと私は思っております。その中で場合によっては、短縮し延長もあり得るといふ項目もありますから、基本的には、場所が場所ですので、払い下げが決まった後の利用については、極力前倒して進めるというように私は思っておりますが、今の答弁で道路の問題もありますし、商工会館がどのようなイベントの場所として、あのホーム一帯を使おうとしているのかという計画もあるでしょうから、そう簡単には駅舎跡地の整備というのは難しいかもしれません。いずれにしても現状の形では、なかなか雑草除去等の維持管理ができないのと場合によっては、やはり汚い場所はゴミや空き缶、ピンを簡単に投げたりしますので、その中のひとつには前倒して早く整備をする。もう一つは、4、5年かかるのであれば、管理しやすいような、どのような方法があるのかわかりませんが、砂利を寄せて、例えば、小さな何か草の生えないものといひますか、小さな砂利を引き詰めて環境をよくするというのも考え方として必要ではないかと思ひますが、この辺の事業の進め方と後の維持管理については、当面どのように考えておられるのかもう1回答弁を願ひたいと思ひます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） それでは、私から、4点の考え方の大筋を今の私の中で考えている項目をお話をさせていただきます。

1つは、駅舎から西側の問題であります。これは、鉄道跡地をどのようにあるいは鉄道の廃線後の検討委員会を住民の代表の方によって組織し、そして町内会関係者からも様々なご要望があり、南北に道路をつなぐことができないかというご要望がございました。先の一般質問でも佐藤議員から、健康センターの空き地との土地の交換も含めて、南北に貫くあるいは斜めになってもそういうことができないのかというご要望がございまして、私も内部で検討し、今、いずれにしても平成23年度以降に、この幸町線と絡めて南北を縦断すると言ひましようか貫くという計画を改めて地域、そして議会に提案をさせてい

ただきたいと考えているところでございますので、当然、歩道そして車道も含めていきま  
すとあの構内の西側部分というのは、その南北の道路の完成と利用も合わせた考え方をこ  
れからより具体的にしていかなければならないというのが1点目であります。これはあく  
までも農協の土地を買っていただける。農協自身が隣接する大町部分を買っていただく  
という前提でございます。

それから2点目は、駅舎部分の工事中の質問にもございましたように喫茶コーナーでござ  
います。これは、議員もご心配のように高校生等のマナーあるいは施設が暗いというこ  
とも含めて、ご心配をいただいております。私も昨晚改めてもう1回見てまいりましたが、  
高校生と一緒に喫茶コーナーの部分を覗き見しながら、高校生5、6人いたでしょう  
か。少しお話をしてきました。あそこの喫茶コーナーが完成することによって、一体的な  
利用がかなりオープンになり、照明も明るくなって利用できるのではないのかと思います。  
その点では非常に私は今誰もいない西側といいますか、駅舎内の西側の部分が明るくな  
ることによって、解決していくでしょうし、当然、地産地消も含め、あそこで物品の販売あ  
るいは奨励等もこれから積極的に展開していくという答弁をさせていただきましたが、考  
えますと駅舎の中そのものは非常に良いのではないのかと思います。それからホームであ  
ります。これは、これからやろうとしている商工会とも、さらに詰めなければなりません  
が、例えば、来月に銀河線応援ネットワークの北見市で中心の人たちが昨年に引き続いて  
バスツアーで、北見市を中心とした全道に呼びかけて、あそこで朝市をやったのを私も見  
させていただきましたが、含めてそこで喫茶コーナーのオープンもそうですが、野菜の即  
売あるいは去年、非常に人を集めて好評を博していました花火大会とか様々なイベント  
が、あの駅を中心部分でかなりできるのではないのかというのが2点目であります。

3点目は、駅舎より東側でございます。これは銀河農園もございまして、その北側の鉄  
道の隣接部分は、農協の一部、共済等の土地もございまして、鉄道用地との隣接を全部  
オープンするためには、どのようにしていかなければならないかということもありますが、  
私自身は、将来的な検討課題だと考えております。その土地とあの土地も有効に使い  
ながら、これから町民の皆様のお様々な意見をいただきながら福祉施設等の建設等々も含  
めた様々なことを私の町政の将来的な課題に対する一つの空間の用地として、私は皆さん  
の知恵で、これからの施策のスペースとしていきたいと感じているところでございます。

さらに、4つ目でございますが、売れ残った農地よりも東側で言いますと西側のほうに  
なりますし、西側のほうでいくと東側と言いましょか、幾分売れ残った東幸町あるいは  
若葉町、若富町、東町と言ったほうがいいのでしょうか。その部分については、先ほども  
答弁申し上げたように、かなり自分のところで菜園、それから花畑等で使わせていただき  
たいということもございまして、それらのところをできるだけ可能な限り要望をお受け  
して、そして長期的なスパンで、あそこをどうするのかということの決断をしていかな  
ければならないと思っております。ここ1年、2年については、まず、売却予定地の売買契  
約を成立させてつつがなく売却を終える。来年度以降改めて、そのことも含めた検討課  
題をより具体的にしていきたいというのが、私自身が今考えているところでございます  
のでご理解を賜りたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

1番（佐藤静基君） 町長の考えはよく分かりました。たまたま隣の境野地区へ行って

みましたら、訓子府町との境界を今、道路の改修などで、非常に活気と言いますか、線路がなくなった後、こんなにも変わるのかなと錯覚をするくらい変わっているのですが、境野のあの場所は単身者住宅と思いますが、かなりモダンな建物が建っており、それから東に向かって公民館があります。その間が非常に整然と広すぎるくらい駐車場が整備されておりまして、一瞬、新しく変わっていくのだとそのような勢いみたいなものを感じ、うらやましく思ってきました。確かに土地や施設の利用というのは、長期間にわたる訳ですから、十分検討されて、悔いを残さないような、やはり取り組みで慎重にやるのが必要だと思いますので、今、町長が申されましたように、住民の意見もさることながら、あの場所はやはり町の中心として、訓子府町の玄関口だと思いますので、進んだ言い方をしますとそのように関心の高いのは、道の駅等で非常に町の宣伝的なことにもなる訳ですから、今言われた銀河農園やあの全体を含めて、できればいろいろな方があそこに集り、イベントもできる広場になればと思います。何と言いましても、お祭ごとは、訓子府町商工会の青年の方々が声を上げてもらわないとなかなかイベントというのは難しい訳でして、どれだけ行政が頑張ってみても、そこで動くのはやはり私は商工会の青年があるいは商工業として、そのようなイベントを立ち上げてくれることにより、全体が動く一つのきっかけとなる場所へなると考えておりますので、ぜひあの場所の使い方については、十分町民の意見と職員の方の発想も含めまして、商工会と十分連絡を取りながら進めていただければ幸いです。

次に3点目に入りますが、今、いろいろ論議いたしました跡地利用については、失った鉄路の寂しさは残りますが、反面、新たな展開の時であろうと思います。

「鉄は熱いうちに打て」ということわざもありますが、新たな事業の取り組みとして、町民がやはり跡地、施設あるいは駅舎の利用の関心の高いうちに、町として、その事業を支えるといいですか、その事業を積極的に展開していく。このようなことはやはりタイミングが必要ではないかと思えます。

先日、まちづくり委員会からの提言書で「地産地消の推進に旧駅舎の立地条件を利用して消費、交流、観光の拠点施設として、有効利用する取り組みへ支援が必要ではないのか」という提言がございました。以前と言いますか、銀河線の跡地利用の計画書の中で、ふれあい空間の整備計画というものがございます。これは、平成20年から24年となっておりますが、この内容を見ますとふれあい空間整備事業の として、訓子府駅舎催事場整備事業計画として、催し物の場の整備計画という意味だと思いますが、事業内容は、駅舎の改修を平成20年から24年まであり、目的は産業の振興、観光の振興、市街地活性化、総額で300万円ほどの予算組みがされております。町長は、この受ける方の事業には、ほかの意味で支援をしているので、今のところ考えはないが、いろいろな面で商工会と詰め、そこが私の勘違いかもしれませんが、何とか応援できるものは検討の余地もあるというように伺ったのですが、今の経済状況、先ほど言いましたように、例えば、借りる方が月3万円の使用料を払って、400万円の施設投資をして、計画が1年契約であり、これは延長していけば随意契約で続くのですが、これ商工会内部の話ですが、喫茶店ぐらいで400万円も投資して、中身を少し伺ってみますと厨房だけで85万円ぐらいかかる。改修面積が127㎡、42坪ぐらいと非常に広い訳です。これはどう考えても当初の見積もりが、私はどうも商工会として、あまり精査してなかったというのが大きな原因かもしれ

ませんが、今のこの町の中で喫茶店を開いて、いろいろな目的でやろうとしている矢先に、これだけの投資をして、果たして本当にやれるのだろうかと思います。これがやはり3月に決まってから、半年も長く時間がかかった1番の要因であると私は見ております。この際やはり町長がいろいろ言われましたが、町の商工事業のやはり拠点といいますが、町の顔として、この際やはり相当支援をしていかなければ、せっかくやっても場合によっては、2年か3年続けてかんばしくないという結果を残すような私は場所ではないと思うのです。たまたま跡地の関係で、相当額の資金を積んでありますし、この計画を見ますとバス利用者利便向上事業としての相当枠を分けてある訳ですから、私はこの際、まちづくり委員会の意見もありますし、何とかひとつ、どのように表現したらいいか分かりませんが、支援をしていかなければならないとこの事業は何かうまくいかないのではないかと思います。支援するのも私はあの場所の利用について町民の理解は得られると思いますし、あそこを拠点として、やはり成功してもらわないとどうもやはりやることなすこと商工事業は、景気だけではなくて、商工関係者の方にも、私はやはりあそこを成功させてやりたい。そのような思いが強い訳ですが、駅舎の改修ということで銀河線跡地の予算に組まれているのであれば、何とか、当初は流れから言えば非常にやはり落ち度があったし、議会としても100万円のできるのならというようなこともあり、当時、熱心な商工会長さんの意見もありました。何かのきっかけになればということで、議決した経過もございますので、改めて、この状況を踏まえ、何とかひとつここで支援していくのだというようなお考えについては、いかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 商店街の振興とまちおこし、それから活性化の意味も含めて、さらに行政として力を入れるべきではないのかというのは、私もある意味では同感でございます。しかし、いくぶん私の所見を申し上げますと1つは、あそこに商工会の事務所を私の政策でできるだけ早く旧商工会館からあそこに移っていただく。その議論を開始します。これは、あそこのある一定の管理も含めてご理解をいただき、そして、移ることができました。その点では、行政がある意味では成しうる、商工会に対する議員の皆様方の理解も含めた支援だというように考えておりますし、あそこを拠点にしながら、町の活性化をどのように考えていくのかというのは、私等はもちろんそうですが、商工関係者が1つになり、あそこで今できようとしているものにかけていくことをやろうというコンセンサスを得ていれるかどうかです。例えば、これは川村議員の一般質問だったように記憶しておりますが、あそこでやることにより、駅前の各小売商業が破綻していくのではないのかというような不安があるという一般質問が出たように私は記憶しています。中身的には、私たちは個店にお店を貸すのではない。商工会に貸すことで占有権の議決を経て、占有権を認められた訳でございます。個人のお店に思われる私的なものに、これ以上の金額を支援するということは非常に難しい問題が、私はあるのではないかと考えておりますので、まずは、商工会が経済団体として、自己負担も含め、あの活性化のために商工会、商工業者をあげて、あそこを皆で活性化の拠点にしていくのだというコンセンサスがない限りは、私は行政が、はなからお金を出しましょう。やりましょうということを打ち出すのは、いかなるものかという感じをしておりますので、今後、議員のご指摘のとおり年度末のぎりぎりのところで、未整備で未計画的な部分もあったのは確かだというような状況も聞いて

おりますので、それら町の振興と商工業発展のため、一致協力したコンセンサスを  
得、商工会も応分の汗をかくということがない限りは、私のほうから積極的にこうす  
すということは言わないというように考えているところでございますので、これかも推移  
を見守りながら、また逆に言いますと人件費等もかかると思いますので、それらについ  
ての補助事業の斡旋や紹介、支援も含め、農林商工課を中心にしながら、きめ細かな対応や  
相談に乗りながら支えあるいは励ましていきたいと考えているところでございませ  
うので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

1番（佐藤静基君） ただいまの町長の答弁に全く私も同感の点があります。それは自  
助努力であります。このことについて、私は商工会の関係の方もおられるか分かりませ  
んが、不十分だと思います。ただ、今の状況を考えますと昨日、工藤議員の中にもあつたよ  
うな気がするのですが、削減して財源を守るというのも1つの方法としてあります。それ  
でも1つには、やはりいろいろと小さな部分であっても見直しをかけて育てていくとい  
う考え方も必要であろうかと思えます。そのことは町長も当然ご承知のことと思いま  
す。今、残念ながら私的な見方をするとまちの商店街は疲弊しきっております。何をや  
ってもマイナスのことしか考えない。このような中で確かに町長の表現とすれば、一  
商店にお金を出すというのは、これは非常に不都合なことであります。私もそのよ  
うなことにはならないと思えます。そこで今、町長が言われた自助努力にも私は  
商工会の財政状況は分かりませんが、かなりこれだけの見積りの差があるとい  
うことは、自助努力の限界を超えているのではないのかと思えます。そうでな  
ければ3月早々に予算を通して、決議してもらってから半年も遅れ、今月中には  
オープンするような噂は聞いておりますが、僕はやはりその振興事業を助ける  
という意味からもぜひ後段で自助努力、改めて、商工会の内容を十分検討して  
必要であれば相談にのるというような内容でありましたが、利用計画の中に施  
設の改修費としてそれなりの予算付けがある訳ですから、これは何とかこの中  
で応援といいますか支援して何とかやはり商工会を元気にするような方向に  
ひとつお願いしたい。これもいろいろ随分調べ検討されて、このような事業計  
画の年度を設定したと思えますが、20年から24年までという中で産業の振興、  
観光振興、市街地区の活性化という中で、当然私は商工会も真剣になり、この  
中心開発に取り組んでいただきたいというように思えますので、最後にもう一  
度、私はこの事業には支援すべきだと考えますので、しつこいよう  
ですが、もう一度そのお考えを確認させていただきたい。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 私は今ここで出店するという経営予定者にも個人的にはあり  
ませんが、大変厳しい言い方をさせていただきます。そういう厳しさを乗り越えてこそ、  
あの事業が私は成功すると思えます。それは、平成5年から平成13年まで、私は商店街  
の近代化事業をやってきた室長として、何を反省しなければならないのかという点で  
言いますと商工業者の限界もあります。自らの努力をしないで行政を当てにするだけ  
では、決して事業は立ち行かないという反省とこれらに基づいて私はアドバイスを  
しているものでございます。

昨日、ご葬儀がございました。大変な農繁期で雨が多く仕事が遅れているとい  
うことでございまして、葬儀する部落の方の意見等を聞いてみますと実は仕出しは  
葬式のサポート

としてスタートした商工関係者をお願いした。非常に助かったという話でございました。私は、厨房に行き誰がやっているのかということも含めて見に行きました。本当にいろいろな方が何とか成功させたいということで努力していた。そういうものを見た時に「これはもっと広がって欲しい」という思いでございました。原則的に私はやはりそのようなものだと思いますので、今、佐藤議員がお示しをいただいたことにつきましては、改修費の応援等がある事業もメニューも今、担当課長のほうから、私にメモがきましたが、対象となる事業があるようでございますので、先ほど申しましたように、改めて商工会と具体的な人件費やあるいは改修費等の国や北海道等の補助も含めて、丁寧に対応しながら支え、一緒にこの活性化へ向けて事業を展開していきたい。前段はやはり当事者の自助努力とそれを支える商工業の皆様方の一致結束した力があってこの事業が成功するものだと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

1番（佐藤静基君） 町長の商工会の振興に期待する熱い思いがせつせつと伝わりました。当初からこの質問につきましては、議会の議決した経緯もあり、非常に悩んでいた訳ではありますが、これからの商工会の積極的な取り組みと町の熱心な指導をお願いいたしまして、私としては大変前向きな答弁内容と受け止めまして、私の質問を終わります。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君の質問が終わりました。

ここで、午前10時35分まで休憩をいたしたいと思います。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時35分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、2番、河端芳恵君の発言を許します。

2番、河端芳恵君。

2番（河端芳恵君） 2番、河端です。通告書に従って質問いたします。

これからの少子化対策をどのように考えているのか町長に伺います。

少子高齢化が大きな社会問題として、取りざたされて久しくなります。今日誕生する政権では、子育ての経済的負担を軽減し、次代を担う子どもたちの育ちを社会全体で応援しようとして、子ども手当や公立高校授業料の無償化、生活保護の母子加算の復活や父子家庭にも児童扶養手当の支給など、子育て支援策が打ち出されています。

町長は、少子化の問題点をどのように考え訓子府町として、どのように対処しようとしているのか伺います。

1つ目として、都市では保育所不足が問題になっていますが、幸い本町では保育に欠けない子どもたちでも希望すれば3歳から保育園に入ることができて恵まれているといえます。現在は、国の基準として幼稚園・保育園に2人以上通園している場合は下の子の保育料が半額になり、3人目からは無料となっていますが、何人子どもがいても上の子が小学生以上なら減免措置はありません。子どもが大きくなるとますますお金がかかってきます。町として独自の減免措置等の考え方について伺います。

2つ目として、子どもを望んでいてもできないで大変悩んでいる方もいらっしゃいます。

医療技術が進み、不妊治療も進んでいます。道では「特定不妊治療費助成」をしていますが、町として情報の提供、相談などの取り組みをどのように考えていますか。

3つ目として、安心して子育てができる町は、誰にとっても住みやすい町といえます。少子化対策は、若年層の定住促進策にもなると思います。これからの少子化対策の具体的な考えを伺います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） これからの少子化対策の考え方について、大きく3点のお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず、1点目の「幼稚園・保育園では保育料の減免措置はあるが、上の子が小学生以上になると減免措置がなく、子どもが大きくなるとますます経費がかかることから、町独自の減免措置等の考えはないのか」というお尋ねでございました。議員のご指摘のとおり、保育園の保育料につきましては、同一世帯から幼稚園も含めて2人以上保育を受けている場合は、2人目は2分の1、3人目以上は10分の1となっておりますが、本年度から児童福祉法の改正に伴いまして、3人目以上の保育料を無料に改正し、保護者の負担を軽減したところでございます。

また、幼稚園につきましても、就園奨励費補助金において市町村民税の所得割課税の額が非課税となる世帯を対象とし、第2子以降の優遇措置により、幼稚園以外に平成18年度から小学校に兄・姉がいる園児も優遇措置の対象となり18年当初は小学校1年生のみでしたが、年々条件緩和が図られ、現在は小学校3年生までに兄・姉がいる園児も優遇措置が拡大されているところでございます。

本町の幼稚園の保育料・入園料につきましては、地方交付税における基準財政収入額の積算基礎額を基に定めているところですが、保育園保育料につきましては、国の基準より低く設定し、管内においても最も低い保育料となっており、保護者負担の軽減を図っているところでございます。

このような現状から、現在のところは、町独自の減免措置は考えておりませんが、今後とも国の動向に注視し、検討してまいりたいと考えております。

次に2点目の「北海道が実施している特定不妊治療費助成に関して、町として情報提供・相談などの取り組みをどのように考えているのか」とのお尋ねですが、北海道では不妊治療を受けている方の経済的負担の軽減を図るため、平成16年度から不妊治療費助成事業を実施しており、平成21年度からは助成金額の拡大も図っているところでございます。

プライバシーなどの問題もありまして、本町にはこうした方が何名いるのかなどの情報は伝えられておりませんが、今後は制度の一層の広報活動に取り組み、情報の提供に努めるほか、不妊に悩む方たちが気軽に相談することができる体制を整えてまいりたいと考えているところです。

次に3点目の「これからの少子化対策の具体的な考えを」とのお尋ねですが、本町では子育て支援策として、従来から乳幼児健診や妊婦健診の拡充に努めてきており、平成22年度には子育て支援センターを開設するための準備を現在進めているところでございます。

また近年、子どもに対する医療費の無料化を実施する市町村もありますが、財政の健全化を最優先としている本町にとって、次の課題であると認識をしているところでございます。

さらに、今定例議会でも補正予算として、提案させていただいている「子育て応援特別手当」など、国の動向なども見極めながら着実な少子化対策を進めて行く必要があると考えているところがございますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

2番（河端芳恵君） 今、町長が言われましたが、訓子府町の保育料は決して高くないということですが、これは年齢にもよりますが、3歳以上ですと網走管内でも決して高くなく安い方だと思います。ただ、3歳未満児で所得税が4万円以上の世帯では、一律2万1,630円となっております。これは、4万円以上は何十万あっても一律ということなので、中間層にとってはかなり厳しい額ではないかなと思います。

また、3歳未満児では、所得税額72,000円未満の世帯ですと月額4万4,440円。これは、給食費込みの保育料です。

また、所得税額72,000円から18万円の世帯では、月額53,210円と両方の階層とも網走管内としては高額なほうです。親の負担は大きく、特に未満児ですと働いているから預けたいという方が多いと思いますが、働いてもその保育料が賃金から大部分まわってしまうということもあります。

また、親の年齢が高くなると所得も多くなり、必然的に保育料が上がってきます。それで再度、今、減免措置は難しいというお答えでしたが、保育料の見通しについてはいかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 幼稚園・保育園事務長。

幼稚園・保育園事務長（菅野 宏君） ただいま、河端議員から管内的にも高い部分があるのではないかとのご指摘ございました。河端議員にお渡ししている資料の関係ですが、昨年、美幌町に管内から集められた資料でございまして、それぞれに各町で異なるものですから、大まかな部分での数字だというように聞いております。各町にとっては、やはりもっとも差のある部分も確かにあるのですが、単純にお渡ししている表では、一概には見えない部分もございますので、その辺何とかご理解をお願いしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 減免については、全然考えていないということでもいいのですか。

幼稚園・保育園事務長（菅野 宏君） 国の基準もございます。当然、国の基準額より訓子府町の保育料については、ひどく安く定めてございます。例えば、表が皆さんに行き渡っていませんので、比較することができないのかもしれませんが、例えば国が4階層4万円未満ということで、3万円と決めています。訓子府町では、おおよそ高いほうで2万650円ということで、国よりも31.1%ほど安い額で定めています。それから国のいう4万円以上10万3,000円では、国が4万4,500円。これはどちらかという国に近いほうで4万4,500円に対しまして、町では4万4,440円。0.1%の減額。それから次の部分で10万3,000円以上41万3,000円未満。これ国なのですが、6万1,000円ということで定めています。本町では5万3,210円。国では6万1,000円ということで定めていまして、本町では5万3,210円。12.7%ほど安い。あと、国で、41万3,000円以上というように定めておりますが、国では8万円ということですが、本町では5万4,620円ということで、これも31.7%ほど安く保育料をいただいているということがございます。そのことから管内的にも決し

て安いとはいえないかもしれませんが、まずは高い位置ではないということもございませので、町の財政状況からも現状での保育料を継続していくのがよろしいかということで減免措置等は、当面は考えていないということでお答えをさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

2番（河端芳恵君） 当面は考えていないというお話ですが、今、新しい制度が、これからどのようなことが出てくるかは分からない状況の中で、今いろいろお願ひするのは無理かと思ひます。ただ、これから国で出されてくるいろいろな方針、それを素早く察知して訓子府町に活かせる部分はきちんと活かしていく。利用できるものはきちんと利用する。そのように運用し施策を講じていただきたいと思ひます。それにはやはりいろいろなアンテナを張り、いろいろな情報を職員の方が、これはこの部分に利用できるのではないのかということをお昨日もほかの方の質問の中で、やはり職員研修などいろいろなこともありました、やはり一人ひとりがいろいろなアンテナを張り、訓子府町には、この部分を活かせるのではないのかということをおきちんと把握して進めていただきたいと思ひます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 事務長からは、私どもの町の現状のお話をさせていただきました。これは昨日の答弁とも関連してまいります、例えば、幼児や児童の医療費の無料化の問題、関連して保育料の無料の問題。これは、北見市は、まだ実行してありませんが、給食費を無料にするということも、これは町長や市長の自治体の長の政策として、国の基準を乗り越える判断をどのようにするかということ、これはもう当然あって然るべきということですから、医療費やあるいは保育料等の管内では非常に少くしてございませますが、しかし、ポツポツそのような問題が出てきておりますので、これは全体的に、昨日も答弁で申し上げましたようにハードや施設整備事業そのものについての財政投資はもちろんです、総合的な政策をどのようにたっていくのかということ、これは私自身が今後、具体的な検討に入っていかなければならないし、そのためのルールづくりも必要なのではないかということをお申し上げているところですから、今、言いました保育料についても、同じ考え方でございませ。

もう一点ですが、これも冒頭、昨日、開会に対するご挨拶で申し上げましたが、非常に政策的には、まだいかんともしがたい状況があります。例えば、民主党の政策でいいますと子ども手当もさることながら、幼稚園と保育所を一元的にするという政策でございませ。厚生労働省と文部科学省の所管する幼児教育制度を2つ持っているのはおかしいということでお一元化していくのが本来ではないのか。すなわち、親の経済状況によって、教育と保育に別れるというのは、やはり2本的な矛盾ではないのかというのが考え方でありませ。私は当然そのマニフェストを見ながら、訓子府町の幼稚園が子ども園も含めた将来的な幼児教育体制をどうあるべきかというのは、もうしばらく政治の流れやあるいは日本の教育制度の流れを見ない限り、早々に決断すべきではないという判断に立って、今、現時点では、静観しているというような状況でございませので、これは私も含めて、職員も担当課はもちろんです、国の政策あるいは各自治体の支援的な財政措置も含めて見極めながら、また提案をさせていただきたいと思ひしておりますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

2番（河端芳恵君） 特定不妊治療費の助成についてですが、この問題はとてもデリケートな問題です。今、医療技術が進み、かなり不妊治療も進んでおります。ただ治療費はとても高額であり、道では1回15万円まで年2回30万円を限度に通算5年間ということで助成しています。ただこれはとてもプライバシーに係わるデリケートな問題ですので、意外とこの制度があるということは知られていません。また、高額だからと悩んでいる方もいます。北見でも1件この治療に対応できる病院もあるようですので、何らかの方法でこのこともできますということをお知らせできたらいいのかと思います。先ほど町長もこれからどのようにやっていくのか、まだ決まっていないみたいですが、とりあえずいろいろな周知の方法もあるとは思いますが、このようなこともありますということをお知らせしていただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 議員もご存じだと思いますが、既に不妊治療に悩む男女というのは、国内全体で50万組というように報道されてございます。そのうち、不妊治療の助成は平成20年度で申しますと従来から2割を増えて、7万2,000件というように報道されております。これは、私の答弁でも申しましたように非常にデリケートで福祉保健課としても状況を把握できない。すなわち保健所に直接申請するということですから議員の言われるとおり、この制度があるということの広報活動を一層強化しながら、進めていきたいと感じているところでございます。

さらに、これもまた民主党のマニフェストのことになりますが、民主党のマニフェストでは、不妊治療の医療保険の適用を考えているようでございます。すなわち3割負担で不妊治療ができるということでございますから、これらも含めながら、私どもとしては、広報活動をしながらか、この年2回を限度に上限20万の通算5年間を助成するというこの制度を広報等で広く進めていきますし、それから保健師等もいろいろな会合の中で、お話をしていただけるような努力をしてみたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

2番（河端芳恵君） これは、普通の病気と同じようにさりげなく悩まないで、このようなところに相談してくださいということを知らない方がかなりいると思うのでよろしくをお願いします。

子育て支援には大きく、金銭的、経済的な面や精神的な支えというものがあると思います。その中でやはり安心して子どもを産み育てる町。これは、誰にとっても住みやすい町ですし、やはり私たち自身が訓子府町の良さについては、生まれ育った町であり、これが当たり前ということがあります。はたから見ましたら「訓子府は、いろいろなスポーツの設備も整っているし、保育所も全員入れるし、本当に住みやすいし、子どもを育てるのに良い町だ」とよく言われます。今、この町が本当に町全体として子育てを応援する、子育てと言うと特に若い人ばかりで年齢が上がるとそれは親の責任でという感覚になり、なかなか子育て支援に関して理解を得ることが難しいのですが、やはり若い世代だけではなくて私たちの年代も意識改革が必要なのではないかと思います。なぜ、子育てに支援が必要なのか。我々も意識を改革して協力者になれるように、若い世代ばかりに押し付けるのではなく、そのようにできたら良いと思います。特に、女性は子どもを持つとなかなかいる

いろいろな場に出ることができません。そんな中、子どもがいてもいろいろな場に子どもを連れて出られることが普通であり、そのような場であって欲しいと思います。そのためには、いろいろな催し物などの時には保育室を設けるとか、女性の社会参加ができるような仕組みも考えていただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 子育てというのは、子を持つ親だけのものではない。それは、町ぐるみで子育てを支援する。あるいは子どもを育てていくのだという啓発あるいは意識が大切ではないかというのは、これは全くそのとおりでございます。私どもの町は、教育委員会等を中心にしながら、教育の町という一面で、私はその評価も受けておりますので、地域を上げ行政も一緒になり、そのような意識の形成をさらに強めていかなければならないというように考えているところでございます。

今、質問を聞きながら、私は女性の子育て支援、例えば、私どもの国は、今、出生率がご存じのとおり1.何%という状況でございますから、子どもを産み育てる環境が我国として、本当に良いかどうかということについては、これはまだ多くの課題を持っている。

しかし、日本と韓国で子どもの出生数少ないというのは、これは明らかです。

しかし、一方では、子どもを育てる出生が多い国というのはデンマークやスエーデンでございます。これは、何かというと女性が安心して働ける。この体制をどう作り上げていくかということが出生率を高めていく。これは様々な報道関係でも、そのようなことをいわれていますから、私は、この子育て支援センターというのはある意味では、日々保育に欠ける。あるいは欠けなくても家庭内保育をしながらも子どもたちが集って親と一緒に時間過ごす。あるいは社会教育の様々な講座等に対して参加する際も、もちろんメロンキッズ等が保育室を設けて、そこで親が安心して学習活動ができるということも今現在やっておりますが、さらに進めて預かり機能といいますか、そのようなことも実は子育て支援センターで、5つの機能の中に入れていただいているというのは、その意味もでございます。これはまたイギリスなどは大変進んでおりまして、母親たちの文化学習活動に対する制度的な一時預かり的な保育ではなく、一時預かり的なその機能を私は持たせるべきだというのが、本当のところ実は、子育て支援センターの1つにそのようなものも私は考え機能として、位置付けたつもりでございますので、議員がご指摘のとおり一層子育て支援があるいは安心して子育てができるまちづくりの一層の広がりや質的な高まりを求めて、鋭意努力してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

2番（河端芳恵君） 町長の今のお話を伺って、とても心強く思います。今また政権が変わり、これから先いろいろな不透明なことがありまして、今あれこれお聞きしても分からない部分があります。ただ、先ほど町長が言っていたように医療費の小学生まで無料化、子どもの医療費の無料化などいろいろな町長自身がこのような施策があるといいというようなことが、やりたくても今の状況ではできないというようないろいろな部分があると思いますが、やはり折に触れ、そのことをいろいろな場で伝えていかなければいけないと思います。それで町として、今はできないが、これから、このようなことはやっていきたいというようなことを町長は、前に今回できないが次期には、いろいろやりたいことがあるとお話もされていまして、今は無理だけどこれからに向けて、このようなこと

をやりたいというようなことがありましたら、お聞かせください。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 医療関係の私の資料の中で今、管内で医療費を無料にするという自治体を確か新聞で報道されていたのをどこかに見失って探してもないもので適切な数字は、申し上げられないのですが、私の知る限りでは、西興部村や清里町等が医療費を無料にしているということは承知しております。それから、私どもと姉妹町の津野町もご存じのとおり小学生、中学生までの医療費は無料でございます。

一方で、これはご理解いただかなければならないのですが、財政基金の積立や実質公債比率を申しますと私どもの町とは桁違いに違います。いつもそのご質問をいただいたり、町民の方からもそのような話があった時には、まずは、自立した、律することもあるいは立つということも含め、財政的な自立は、少なくとも最優先させていただきたいということを申し上げております。合わせて総合的な政策が、例えば子どもをめぐっての政策的なことの政策の自立ということも絶対必要なのではないかと感じております。私はまだ分かりませんが、1期目の仕事はそのようなことを後退させない。福祉や教育を後退させない。それから産業基盤整備も含めて継続してやる。その中で着実に財政の見通しを立てるといのが、私は最大の仕事だと思ってきましたから、その点でいうと一定の見通しがついてきたということもございまして、教育も産業基盤整備も粛々とやってこさせていたいただいたというように見ております。2期目も含め、これは、私が町政を担うかどうかは別といたしまして、そのような見通しの中で、改めて昨日から議員の皆様から、ご意見が出ていますように総合的な政策づくりをいよいよ着手しなければならないというように考えています。その最優先といたしますか最も大事な課題に、これは国の施策とも関係しますが、小学生まであるいは義務教育の子どもたちの医療費を可能な限り無料に近づけたいというのが私の願いでございます。すなわち、どんなに苦しくても未来を担う子どもたちが安心して産み育てることができるような状況を自治体として、どのようにしてつくるのかというのは、私のある意味では、責任というように感じておりますので、今、河端議員が言われたとおり、このことについては、近い将来、前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

2番（河端芳恵君） 今のお話を伺って、とても頼もしく思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（橋本憲治君） 2番、河端芳恵君の質問が終わりました。

次は、5番、小林一甫君の発言を許します。

5番、小林一甫君。

5番（小林一甫君） 5番、小林です。通告書に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、廃棄物処理場の火災について、お伺いをいたしたい。

北見市と周辺の町から一般ごみを受け入れる北見市廃棄物処理場「クリーンライフセンター」で9月1日に火災が発生いたしました。これは1階にある不燃ごみ処理をする破砕機とベルトコンベアを結ぶラインで起きたようでございます。これが2階、3階に延焼し、被害を受けた訳ではありますが、今後の当町のごみ収集に影響はないのかお伺いをいた

したい。

まず1点、今後の当町のごみ収集に影響はないのか。

2点目、被害施設修理にかかる経費負担はあるのかどうか。

3点目、1市2町（旧3町）のごみ処理場への影響はあるのか。

以上、3点について、お伺いをいたしたい。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、北見市廃棄物処理場「クリーンライフセンター」の火災について、3点のお尋ねをいただきましたのでお答えさせていただきます。

まず、1点目の「今後の当町のごみ収集に影響はないのか」であります。北見市廃棄物処理場の火災につきましては、不燃ごみと粗大ごみを破碎・分別して再利用を図るリサイクルプラザと呼ばれる処理施設から出火し、当該施設の一部を被災したところでございます。

この火災により、施設全部を数日間使用停止しておりましたが、焼却施設につきましては、9月5日に試運転を行い異常がなかったことにより、7日から通常通り稼働されたところでございます。

この間、本町のごみにつきましては、9月3日が廃プラスチックの収集日でありましたが、建物が別棟であることから通常通り収集し搬入しております。

また、可燃ごみの9月4日収集分は、通常通り収集し処分を北見市の旧埋立処分場に埋立てる処置がとられたことから火災による影響はほとんどありませんでした。

次に2点目の「被害施設修理にかかる経費負担はあるのか」につきましては、現在、リサイクルプラザの建設に携わった企業による建物や設備の損傷などの調査が行われているところであります。今後、修理費等が判明するものと思われまので、経費負担につきましては、現段階では具体的な話もございませんので、わからないのが率直なところでございます。現在の可燃ごみ等の処理料のトン当たりの単価につきましては、使用施設ごとの経費等により算出されておりますので、火災にあった施設は本町のごみ処理には使用しておりませんので、火災に伴う経費負担は基本的にはないものと考えているところでございます。

しかし、被災の状況や他の施設への影響等詳細が不明でありますので、今後の北見市の調査結果、報告等を見極めながら適切に対処してまいりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次に3点目の「1市2町（旧3町）のごみ処理場への影響はあるか」というご質問でございます。北見市の燃やさないごみは、リサイクルプラザの復旧までは、北見市の旧埋立処分場に埋立て処分することとされておりますので、留辺蘂町外2町一般廃棄物最終処分場を利用することはなく、影響はありせんのでご理解を賜りますようお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

5番（小林一甫君） ただいま、ご答弁をいただきましたので、若干、再質問をさせていただきますと思います。今回の部分につきましては、リサイクルプラザの部分だけということで、当町が搬入している可燃ごみの部分については、影響がないということですが、今回の事故の原因といいますが、ごみの中にスプレー缶が入っていたということが原因でないかと言われておりますが、今、当町で収集しているごみの中にも、多分その

ようなものも埋立てにまわっているのかと思いますが、町の指導の中では、完全に中のものを出すということ。できれば缶に穴をあけて出してくださいというような指導もされておりますが、今後、万が一このようなものが混入して火災に至るようなことがあれば、非常に問題であると思いますが、その辺の指導は、今後もきちんとしなければならないと思いますが、その辺はどう考えておられるのか。

2点目の経費負担は、現段階ではわからないというようなことでありますが、多分、最終的には、やはり搬入している以上は責任も含めて若干の経費の負担もありうるというような考えを持っておりますが、この辺につきましては、町長の答弁で調査が終わった時点でなければわからないということですので、これ以上は答弁はいただきませんが、後日考える部分も出てくると思っております。

それと3点目の旧3町のごみの処理場への影響はあるのかという質問の中で、私はもしも一時的に、北見市の旧処理場の中で収納といいますか、収集されている部分で、もう置き場所がなくなり、どうしても旧3町で設置したゴミ処理場をお願いしたいというようなことが出た場合の対応はどうされるのか。

2点について、お伺いをいたしたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（平塚晴康君） 1点目のスプレー缶が原因による火災の関係でございますが、このことにつきましては、先ほど小林議員が言われておりましたようにスプレー缶を出す場合には、穴を開けて埋めるごみで出してくださいということで、従来からお願いをしているところでございます。今回のこの北見市の火災を受けまして、10月号広報それからごみカレンダーが新たに10月分から発行するというところでございますので、その中でも特に、お願いをしていきたいというように考えてございます。

それから2点目の北見市の処理場で置き場所がなかった場合ということでございますが、これにつきましては、北見市で今現在、旧処理場で埋立処分をするということでございますが、今現在、火災のあった部分が、いつ復旧するかも目処がたっていない状況でございますので、それまで処理場が耐えられるかどうかということは、確認してございませんが、今のところそのようなお話がないということでございます。これが留辺蘂町外2町の一般廃棄物最終処分場を利用するということになれば、また新たな協議が出てくるというように考えてございますので、その中で検討していきたいと考えております。

議長（橋本憲治君） 5番、小林一甫君。

5番（小林一甫君） これからの対応につきましては、10月の広報誌、また、ごみカレンダー等の中で周知をするということでございますので、万が一、旧3町のごみ処理場の中で、そのような事故が起きないように、周知徹底をしていただきたいと考えております。

次に、新学習指導要領について、お伺いをいたしたい。

本年4月から新学習指導要領の移行措置がスタートして、4ヵ月経過いたしました。状況はどうかお伺いをいたしたい。

まず1点目、小学校高学年の外国語活動の進み方はどうか。

2点目、子どもの体力低下が懸念され、新学習指導要領の中では表現運動などが対象になっているが、当町の取り組みはどうか。

3 点目、教職員の研修、指導を含めての現況はどうか。

4 点目、新学習指導要領に子どもたちの反応はどうか。

以上、4 点お伺いをいたしたい。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 「新学習指導要領」の移行措置における実施状況について 4 点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたしたいと思います。

まず、1 点目の「小学校高学年の外国語活動の進み方について」でございますが、この新学習指導要領につきましては、小学校が平成 23 年度からの実施となっておりますが、学校の裁量によって前倒して実施できるものとなっております。

外国語活動には両小学校とも本町の語学指導助手を活用し、総合的な学習の時間を利用して英語の授業を展開しているところでございます。ちなみに訓子府小学校では、低学年になりますが、3 年生から高学年の 6 年生までそれぞれ 10 時間、居武士小学校では 5、6 年生が一緒に、20 時間を計画し現在実施中でございます。英語の基礎的・実践的なコミュニケーション能力の向上や外国の歴史文化・伝統にふれあう機会も提供しているところでございます。

2 点目の「子どもの体力の低下が懸念される中、新学習指導要領による表現運動などの取り組みについて」でございますが、小学校の新学習指導要領での体育の目標としましては、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに健康の保持増進と体力の向上を図るとあります。内容的には、学年によって若干の違いがありますが、体力づくり運動、器械運動、陸上運動、水泳、ボール運動、表現運動、そして保健とあります。

この表現運動につきましては、運動会時期の組み体操や遊戯などの練習及び本番の発表がこの表現運動にあたるものですが、日々の学習の中で今まで以上に指導法の工夫などに努めております。

3 点目の「教職員の研修、指導を含めての現況について」でございます。小学校では外国語活動を進めるための対応策として、校内での研修の時間をとるなどして研鑽を深めているところであります。

また、各種研修会には、外国語活動にかかわらず機会あるごとに教職員の資質や能力の向上のために、管内規模や全道規模の研修会等に参加してもらうなど、教育委員会としましても各学校への教育振興事業交付金を活用していただきながら、研修費用の支援、参加促進を図っているところでございます。

4 点目の「新学習指導要領に子どもたちの反応について」でございますが、小学校での 20 年度と 21 年度を比較しますと算数と理科の時間が年間で 15 時間から 20 時間増え、それに伴い基礎的学習の量と質が変化したことから、特に低学年では昼からの授業が少し多くなりましたが、ようやく子どもたちも慣れ、軌道に乗っているものと認識しております。

また、高学年の外国語の授業では、本場の語学指導助手の指導ということもありまして、緊張の中にも興味と意欲をもって楽しく授業に臨んでおります。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

5 番（小林一甫君） ただいま、教育長からご答弁をいただきました。何点が再質問を

させていただきたいと思います。

まず、1点目の小学校の高学年の外国語活動の進め方ということで、かなりいろいろな意欲を持って取り組んでいるということであります。非常に喜ばしいことだと思っておりますが、現在、居武士小学校と訓子府小学校での時間数が、やはり10時間開いておりますが、この10時間開いていることで、このような言い方をすると少しくまわないのかもしれませんが、子どもと子どもの間と言いますか、居武士小学校と訓子府小学校の間で、どのような違いが出ているのか。もしも把握していれば伺いたしたいと思います。

それと電子黒板を入れるというようなことでありましたが、今、この電子黒板というのは、ものすごく進歩しており、例えば、外国語の授業の中で使うようになれば、ソフトがあるのかどうか分かりませんが、例えば、鳥の絵が出ればbirdと出て、発音がきちんと英語で答えてくれるというような、そのようなボードもあるというようなことも聞いておまして、これも外国語活動と申しますか、授業の中では、非常に役に立っていくのではないかと思います。今回購入される電子黒板は、その辺も対応されているのか。伺いをいたしたい。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 居武士小学校と訓子府小学校での外国語活動の時間の差についてお尋ねがありました。平成23年度から本格的に移行することになりますので、内容が変更されるまでの移行期間ということでありまして、それぞれ学校の状況に応じて、委ねられている中での時間の配分ということであります。

居武士小学校は、児童数も少ない中で、移行する中では比較的、展開がしやすい現状にあるかと思えます。

一方、訓子府小学校は、子ども数もクラスも多い、そして先生の数も多いという中で、やはり移行期間が設けられた目的どおりと申しますか、やや緩やかな展開になっているのは否めないかと思います。全国的に全学校で新学習指導要領に移行するという中では、若干の対応の差が生じるのは、これはもう現実的には、いたしかたないと考えているところです。

ただ、逆に申しますと訓子府小学校は3年生から6年生まで幅広く10時間を展開しているということからいきますと、この低学年の子どもたちがやがて高学年に移っていく段階では、それなりの我々が期待する効果も出てくるものと確信をしているものでございます。

それと電子黒板の関係ですが、既に居武士小学校で1台入っておりまして、学校訪問、授業参観の時に、子ども現物を使った授業を確認、見させてもらっておりますが、今、議員が言われたように、簡単に言うとテレビの大きなようなディスプレイが、パソコンと連動します。従いまして、画像とともに文字情報が同時に1つの画面に映りますので、非常に効果的な理解力が図られる授業が展開できているものと思っております。従いまして、従前の機種で十分な効果が期待できますので、今、導入されようとしている新型においては、それ以上の機能、またはソフトの改定も行われるものと期待しております。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

5番（小林一甫君） ただいま、答弁いただいた訳ではありますが、外国語の授業につきましては、平成23年度から実施ということで、今は予備というような形で授業が継続さ

れていると思います。訓子府小学校の場合は、3年生から6年生で幅が広い。居武士小学校は5年生と6年生ということではありますが、今、低学年で外国語を指導すればするほどやはり理解力が早いということが言われておりますが、今後そのような対応も含めて、外国語の指導の中で、ぜひ居武士小学校と訓子府小学校の差がないような指導の仕方をお願いしたいと思います。

電子黒板につきましては、今回入った部分もありますが、やはりソフトが自由に交換できるというようなものであれば、今後、そのソフトで期待以上の成果が出てくるようなものがあれば、即、やはり取り入れていくべきだと思いますが、やはり今入っている部分が、そのような対応をなされていないというのであれば、残念であると思います。電子黒板の使い方は、やはり指導する方の考え方ひとつで子どもたちに納得できるような教え方もできるのではないかと思います、期待はしているところでございます。

次、2点目の子どもの体力の低下が懸念されるということではありますが、何日か前の新聞報道の中で、北海道の低下が著しいというような報道がされておりました。そのようなことで、私も一般質問の中で学力の関係で質問した時に、やはり順番が出るのは非常に問題があるということではありましたが、この体力の部分についても同じような考え方で、訓子府が今どの位置にあるのかということもやはり教えていただけないというような考えをしていますが、その辺は今後どのような対応をされていくのかお伺いをいたしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 前段あったことについて、お答えさせていただきたいと思いますが、両校の外国語活動に対する差がないように配慮すべきだということではございます。全くそのとおりだと思います。今、外国語活動の時間というより、移行期間ということもありまして、総合的な学習の時間を一部使っている面もございますので、この定められた移行期間の中で、今、議員からご指摘のありましたような点も総合的に含め、円滑に本番へつなげていくように努めて参りたいと思います。

それと電子黒板のソフトの話ですが、あの電子黒板は、パソコン。特にノートパソコンをつないで、画面として使われる形が多いものですから、当然、パソコン側のソフトの改定に伴って、それは即、効果として表れるものでありますので、電子黒板の単独で稼働されるということにはならないかと思います。従いまして、ソフトの良さを十分、電子黒板とリンクさせることができるものと考えております。

それと体力の低下に伴いまして、また体力、それと学習関係の全国学力テスト、全国学習状況調査等の公表の関係でお尋ねありましたが、北海道教育委員会は、学校が特定され、過度な競争主義に陥ることを懸念し、学校の調査結果の順位等については、公表しないという立場を今年も堅持しております。私ども教育委員会もその北海道教育委員会の方針を受けまして、教育委員会議でその旨を確認し、同じ対応をとることにしてございます。

一方では、議員もご存じのように、一部の都道府県単位または市町村教育委員会の単位でほんのわずかではあります。公表をしようとする動きもございます。これは、多分、情報公開、説明責任という観点を重視しての対応がなされていると理解しておりますが、そのことと先ほど言った非公開の目的との評価についてはやはりもう少し時間がかかると思いますし、2年間やってみて、まだまだ極めて公表派が少ない状況から、引き続

き、議論と検討を重ねていくべき問題だと考えております。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

5番（小林一甫君） それでは、私は少し勘違いしていた部分もございまして、お詫びを申し上げたいと思うのですが、私は電子黒板の中にそのようなソフトが組み込まれている部分があったと思いましたが、お伺いして申し訳ない。パソコンを通じて、電子黒板に情報が流れるというようなことではございますので、質問が少し間違っておりまして、申し訳ございませんでした。

3点目になります。教職員の研修、指導を含めての現状ということでお伺いいたしましたが、当町においては、前向きに教職員を研修に出しているということで非常に心強いと思います。新たに取り組む外国語の関係につきましては、教職員の研修が本当に大事だということが常日頃言われておりますので、これからはやはり子どもたちのためには、ぜひ研修を重ねていただきたいと思っております。予算も伴いますから、どんな研修にも出せるということではないと思っておりますが、教育長が「行け」というような指示を出せば、教職員も行きやすいと思っておりますので、教育長として、その辺どう考えているのかお伺いをいたしたい。

議長（橋本憲治君） 教育長。

5番（小林一甫君） 外国語活動に関わって、指導する先生方の研修についてのお尋ねがありました。研修には、大きく2つありまして、1つは、外に出ていき、指導を受けて自分が身に付けるという方法と学校の中で先生方が一定のテーマを掲げて勉強し、同時に複数の先生がスキルアップを図るという2つがあると思っております。

それで外に出ての研修につきましては、北海道教育委員会が設定します。それに学校から1人、2人ということで、簡単に言いますと学校のリーダー格になるような先生に行ってもらっている。帰ってきてから、その受講してきた内容も含めて、学校内で独自の研修を皆で約30時間するという指導も含め、そのような体制をとっております。幸いなことに、訓子府小学校でいえば、校長先生が海外の日本人学校の先生をされた経験もあり、非常に英語が堪能で、ほかにも一般の先生の中にも、英語を専科とする先生もおり、その先生を中心に対応をされております。居武士小学校もそれに準じた形で研修が進んでおります。いずれにしても、指導するものが十分、外国語に精通していることが必要でありますので、これからはそのような機会でも十分、研修を深められるよう教育委員会としても十分配慮してまいりたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

5番（小林一甫君） 研修につきましては、かなり外国語に精通されている先生方を中心に派遣して、校内のスキルアップを図っているということでございますので、やはり23年度から移行するというようなことでありますが、前段でそのようなやはり学習の指導、教職員の研修なりを含めた中で、子どもたちが外国語に親しんでいくような状況をつくっていただきたいと思っております。

4番目の子どもたちの反応は、かなりいい感触を受けているというようなことでありますが、これを継続し平成23年度から移行する時には、スムーズに外国語の勉強が子どもたちに受け入れてもらえるような、対応をしていただきたいと思っております。

最後になります。これら4点を含めて、今後、教育長がどのような考えの中で進めて

いくのかお伺いをして、私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 外国語活動のみならず、新学習指導要領の目標であります子どもたちが生涯に渡って、生きる力を育めるような基本理念を大事にしながら、学校教育を展開していかなければならないと思っております。特に、一部では、ゆとり教育から詰め込み教育の反動でないかのご批判もあるようでありますが、決してそうではなくて、基礎的な知識や技能を応用したり活用するところで、若干、我国の子どもたちは、近年、力が落ちていると言われております。

また、実験や観察、レポートなどで学んだことを使い、新たな学びをする力も今は少し弱まっているということもありまして、新学習指導要領では、外国語のように新しい科目の創設と同時に学習時間が大きく伸びております。子どもたちにとっては学ぶ時間が多くなるもので、必ずしも歓迎することばかりではないのかもしれませんが、それは自分たちのためということも含め、子どもたちに機会あるごとに子どもたちにも保護者にも学校を通じて伝えながら、スムーズな移行を図ってまいりたいと考えております。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

5番（小林一甫君） 質問を打ち切ろうと思ったのですが、もう1点だけお伺いをしたい。

私も過去に、この新学習指導要領が出る前に何回かご質問させていただいた経過がございますが、今のこの学力低下につながる部分で、週5日制の問題でお伺いを何回かさせていただいたのですが、この週5日制が今の子どもたちの学力にかなり影響していると思っております。

最後にその点で教育長が、どのように考えておられるのかお伺いをして、本当にこれで質問を終わりたいと思います。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 確かに、ゆとり教育との関連の中で、5日制の議論があったと記憶しておりますが、子どもに限らず人間は学ぶ時は学ぶ、働く時は働く、休む時は休むという生活のリズムが非常に大事だと思えます。その点では、先ほど言いましたように応用力、そして体力をつけるために新学習指導要領が改訂されて、学ぶ時間は増えました。従いまして、週のコマ数が増える訳です。

しかし、休む時は、きちんと土曜日、日曜日を休んでいただくという中で、生活リズムの中で子どもたちが健やかに成長していけるように、我々も最大限の努力をしたいと考えております。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

5番（小林一甫君） 以上で終わります。

議長（橋本憲治君） 5番、小林一甫君の質問が終わりました。

ここで、昼食のため休憩いたしたいと思います。

午後1時から行いますので、ご参集お願いを申し上げます。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時00分

議長（橋本憲治君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、一般質問を継続いたします。

次は、4番、川村進君の発言を許します。

4番、川村進君。

4番（川村 進君） それでは、一般質問をはじめさせていただきます。

今回私は、2つの質問を用意しました。この2つとも、ほとんど雇用と予算、本町において一番大切なものに切り込んでいきたい。どこまで切り込めるか分かりませんが、その腹づもりで質問を用意させていただきました。

まず、はじめに、一番大切という中の最も大切だと思っている「町内の雇用の確保について」町長にお尋ねします。

私たちは今回、道内研修において、他の町村で雇用創出の取り組みについてお伺いしたところ「行政が雇用をつくる」「町民が納得して働き、協力する」この納得というのは、勤務時間及び賃金です。安い賃金であっても地域に住みたい。生まれ育ったところで働きたいというところから納得して働き協力するという。これは後から議員の皆さんと研修しているときに、僕は1人だけでこのことをお尋ねしてまいりました。他町村では「雇用に関しての計画は、町長及び職員がつくる」このように取り組んでいる。

しかし、本町では「雇用は民間がつくる」「町はそれを応援する」となっております。現在の経済状況では、民間の雇用づくりはほとんど無理と考えられ、今後の雇用のどのように進められるか。まず、お伺いします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま「町内の雇用の確保」についてのお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

活力あるまちづくりを進めていく上では、雇用機会の確保は必要不可欠なものでありますし、雇用の創出は重要な課題であると認識しておりますが、ご存じのとおりの世界同時不況以降、全道・全国的にも現状の雇用を維持することさえ難しい情勢が続いているといえます。

本町におきましては、昨年度より「元気なまちづくり総合補助金」制度を創設しましたが、この事業の狙いは、まちおこしやまちの活性化に結びつく事業を支援する中で、雇用の場の確保に結び付けたいというものであります。

また、本年度より産業後継者育成基金事業の拡大をさせていただき実施しております「産業後継者等育成事業」などにも取り組んでおりますが、こうしたソフト事業や農業基盤整備事業を地道に取り組んできたことが、基幹産業である農業の新規就農、特にUターン就農者が多いという結果につながっているものと考えております。

このほか「緊急雇用創出推進事業補助金」及び「ふるさと雇用再生特別対策事業補助金」の活用による雇用の創出や公共事業の実施に伴う雇用機会の確保、さらには北見地域季節労働者通年雇用促進協議会の事業を通じた各種技能講習や資格取得事業の展開など、国や北海道の制度を活用しながら行政として、できる限りの取り組みをさせていただいているところであります。

こうした取り組みのほか、現在、地域新エネルギービジョンの策定を行っているところ

ですが、この結果を受け、今後、事業化に向けた動きも出てくるものと期待をしておりますが、こうした団体等の自主的な取り組みへの支援を通じ、新たな雇用の場の確保にも努めていければと考えております。

ご質問の中で、他の自治体の取り組みについて触れられておりましたが、産業構造や産業団体の規模等が根本的に違いますので、ご理解いただきたいと存じますが、事業を展開していく中で有利な補助制度の活用等を伴うものについては、町が大きく関わりをもつ場合もありますので、その点も含めご理解を賜りたいと存じます。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

4番（川村 進君） この問題につきましては、平成19年6月第1回定例会、私が議員になった時から、これで3回目になるのです。雇用については、その時町長は、福祉政策とかいろいろ言われました。私は「和牛オーナー制度を設けては」などいろいろ言いましたら、町長は「やるつもりがありません」と言われました。ところが、今回お尋ねするのは、何としても姿、形が見えるようにしてほしい。町長はいろいろなところでいろいろやられ、お声をかけられているのか知りませんが、実質、町民が何を望んでいるかということは、働く場所がないということです。従って、働く場所を創ってくださいというのが、全町民の口から聞かれます。町長は「何名位の方がそのようなことを言っておられますか」という聞き方をされますが、今回は、高齢者勤労センターに46名が在籍されている。その方たちが通年で65歳から70歳位まで働ける場所を何とかどこかにできてくれればと思っています。これは、切実な願いとして出ています。私は雇用の創設、そして人口増、町民の数を増やすこと以外に、訓子府町がこれから生きていく術はないと思っています。行政がやらないで、この疲弊してどうにもならない状態で民間、新しい企業が生まれないと私はそう思います。

そして、今回、まちづくり委員会が出された町長への提言書を手渡すと広報に書いてまして、25項目位の中に全部という位、道路と屋根などを修理する。それ以外入っていないのです。私が必要だと言う雇用の創設、人口増につながるものは、行政が考えていただいて、そして、姿、形がすぐ見える状態を創ってもらわなければならない。町長が、私どもに19年度のマニフェストの中に「雇用の創出に向け、緊急政策を実施する」といってから、丸2年半経っているのです。これは私も私のそばにいる人たちも皆これに期待をして、今まで苦しく仕事がないといいながら、頑張って訓子府町で生活しているのですよ町長。そして、これに向かって進んでいけば、19年度に、もしそれをつくり上げる努力をし、何年後かに、できていけば、今、少子高齢化であるとか子育て支援、扶助費が増え、人口が増えると何もいわないで、全てのものが解決するのです。僕はそう思います。雇用の創設、それと人口増以外に、訓子府町が生きていける術はないと思いますが、町長はどのようにお考えですか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 雇用の創出に関する考え方については、何の異論もございません。私自身も全くそのとおりだと思っておりますが、現実的には、前にも答弁させていただきましたように非常に厳しい。これは、限界集落論も含めた農村における第1次産業を基幹産業とする自治体の状況というのは、私どもの町だけではなくて、川村議員のご指摘のとおり、一觸一詠いちちういちえいにしてできるものではないということだけは、まずご認識いただきたい。そ

してまた、企業を誘致する。これは何度か私は個人的にも含め努力をしておりますが、現実的には、多くの本州企業やいろいろなところがきてもそこに根付いていくというよりは、むしろ採算が合わなければ、この町から去っていくということが、現実の問題でありますから、新しい外資資本を導入しながら雇用創出する。ある意味での現実をもっと言いますと幻想的な発想は、とても慎重にしていかなければならないというような状況であります。

一例を申し上げますと私はカルビーの社長に手紙を出しました。北海道にカルビーが研究所をつくるということの新聞報道がありましたから、ぜひこれは改めて「訓子府町には、農業試験研究施設である農業試験場を含め、いろいろなところがあります。ぜひ、その候補地として、状況があれば私は飛んでいきます」ということも含めて、お話をさせていきました。

しかし、これはもう既存の施設にプラスにしていく。工場を少し増やすということなので、工場というのか研究所を附帯施設として付けるということなので、何としてもそれは町長できませんというご返答でございました。これらのことを含めて、新しい企業をもっていくということの厳しさというのは、本当に今は難しい。

さらには木材関係で日出地区に進出したいということも含め、私のところに話がございました。訓子府石灰工業が工場を増設することに伴って、その敷地の確保も含めて何とかならないかというご相談もいただいているところでございます。

しかし、これについても実態として、希望する面積と私どもが向こうの求めているような状況に応えることができない。これは非常に安易なというよりも、町民の気休め的な発表はできないという現実でございますから、1つは今、川村議員が言われるように雇用の確保あるいは企業誘致を含めたことについては、町長に在任している間は、限りなくその可能性を追求していくことは、ある意味、当然ではないのかと考えているところでございます。もちろん私自身は、川村議員から今回の景気対策、雇用対策には、雇用の問題が全然ないのではないかとのお話でございしますが、例えば、森林関係で申しますと森林組合を通じて、3名の調査員を募集しています。今回は、通年雇用とまではいきませんが、そのようなことを実際には奨励しておりますし、地元の人を採用したりしています。もちろん私どもが直接、町の公営企業として行っている、例えばその中での雇用の確保は、実際にやれるのかという点でいくと例えば、様々な私たちはいろいろな公共工事の発注を通じてやっております。これは、既存の働く人たちの労働の確保や保障も含め、積極的な私は施策だと思っておりますので、直接的に企業誘致やあるいは採用するということについては、限られておりますが、しかし、皆無とか努力していないことには、私はならないというように認識しておりますが、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

4番（川村 進君） 姿、形が見えるということは大切なのです。町長が努力されているかされていないかは、僕はよくわかりません。その森林組合については、本町にあったものが置戸町にもっていかれたのではないですか。大体、行政として人口が倍ほどあり、農業総生産も倍ほどある本町から森林組合を置戸町にもっていかれてから、何を言い訳されているのかということをお私に言いたい。

しかし、そこまでは言いません。この雇用については、町長いいですか。私は「調査費

をつけて」といった時、町長は「調査費が分かりません」と言った。調査費は分かりませんとは反論です。言いますが町長から反論され、答えがなかったということで。私は答えませんでした。はっきり言います。いいですか町長。訓子府町の農業試験場が今度、特別行政法人になるといった時に雇用が減るかもしれないのです。どのようにやっていただいているのか。これは道の機関ですから、本町が何を言っても駄目かもしれませんが、どこまで対応しているのか。そして、牧場が半分空いた時に、末広町でポニーを飼っているお父さんがいます。あの方が空いているところに僕がポニーを飼ったら、どのくらい餌がかかり、どれだけの人件費がかかるのかと聞きました。少しずつ増やしていき、人間2人で50頭を飼い、50頭規模だったら餌代も相当かかるかもしれないが、1頭の子馬が3万円で売れる。雄だけ売り、雌を残し新しい種馬を入れて増やしていく。浅沼さんがやっているそうです。60歳、65歳を過ぎたご老人のご夫婦で食べていくだけのものは十分にある。空いている牧場の利用方法は役場が考えなければいけない。浅沼さんは、馬に対して教えてくれました。本町にはいくらでもやれるところはあるのです。空いている牧場で馬を飼い、小屋のないところで野放しで飼っています。なぜ、考えてくれないのか。私はやりたいと思った。金融機関では、65歳過ぎると融資が受けられません。財産がないから融資が受けられない。いつ死ぬか分からない人にはお金を貸せません。町の中で、相談すると「これだけ弱って、もう新しい事業を起こす元気はない」「やはり役場に人肌脱いでもらい雇用の確保、何かをやってもらわなければならない」というのが、町民の大多数であり、私と接している人の考え方なのです。ところが行政は、牧場の空いているところがある。牧場が赤字になるのは、乳牛が入ってこないから赤字になる。何にもやってない。一番先に町長が言われているまちづくりの中にも、町有財産の処分などいろいろ言っており、不良資産をもたないこと。こんなに空いているところは、不良資産ですよ町長。不良資産の活用として、ひとつ考えてください。今、本町の浅沼さんがやられているポニーを飼うのは素晴らしい事業です。はっきり言って。3人でも5人でも通年雇用です。60歳以上だと高齢者を雇用することで補助金があります。通年雇用には補助金があります。ひとつ考えていただき、そこに若い者たちが入ってくるときには、先ほど言いました少子高齢化の問題、新しく子どもを産んでくれる扶助費が増えます。雇用をつくるということは人間を増やします。人間を増やすということは子どもも増えます。一番の解決方法はそこに見えると思います。私は本州企業を呼べとは言っていません。本町に今、一次産業について考えた時に、雇用の創設は道路をつくるよりやさしい。はっきり言います。今、町長、農協がむき身の玉ねぎを出荷している。その玉ねぎに対しては、本州で人口100万以上の都市は、生ごみの処理でどこも困っている。私が出稼ぎに行った町でもすごく困っています。その時に、玉ねぎをむき身でなくて、焼肉用の玉ねぎ、カレー用の玉ねぎ、コロッケ用の玉ねぎは、外食産業はいくらでも欲しいと言っています。僕は置戸町境野の北一精華、トリトンの会長とお話し、今、企業として誘致しなくても、小さな町工場という段階で50人程度の婦女子を募集してやっても、需用はもう驚くほどの需用があるぞ川村。私にそう言いました。できることなら本町がそのようなものをきちんと調べていただき、公社化をするなり、いろいろなことをして企業を起こしてもらわなければならない。私にただただ金を使わない。町からの手出し分を少なくし、工事をやらなければならない。そのような小さい話ではなく、50人、30人から始めてもいいと思います。とにかく、早急

に私は雇用を創り出し、人間を増やすという考え方がない行政は尻つぼみであると思います。ぜひやって欲しいのですが。どうですかお考えは。

議長（橋本憲治君） 川村議員、あまりにも質問が、独立法人から始まり、牧場、玉ねぎなど、いろいろなことがあがっているため、ターゲットを要約するか、簡潔な質問をお願いしたいと思います。

町長。

町長（菊池一春君） いずれ、議会の皆様と私ども説明員の答弁、説明ではなくて反問権を認めて欲しいと思う時が多々あります。ここは議論の場ではありませんので、私は議員の質問に対し、誠実に答弁する立場ですので、川村議員の言われていることに対し、いちいち否定したり、あるいは、こうだということにはなりませんので、ご理解をいただきたい。

私ども行政で、ひとつの雇用の確保のために、企業誘致や今言われたようなポニーなどの牧場や和牛の受け入れなどをする時には、相当な責任と調査、可能性の中で、踏み切らなければならないということがまず1つございます。それは、町民の財産を預かる者としてのある意味で慎重な姿勢が求められるというのは当然のことです。

それから、農業試験場のお話も出ました。独立行政法人へ農業試験場が平成22年度からなります。議員は、お聞きになっているかどうかは分かりませんが、私は行政報告やあるいは、事あるごとに農業試験場に対することを道に対して要望などを行っています。22試験機関があり、17市町村の自治体に試験機関をもっております。道立の試験場は、水産、農業などです。

しかし、基礎研究をはじめ、研究の交付金も含め後退させてはならないと農政部に真っ向から言っている町村長というのは私だけなのです。率直に言わせてもらいますと。その事実を私は私なりの立場で機会あるごとにお話させていただいているものですが、しかし、聞いてないのか忘れていいのか。その意味でのご認識をきちんとしていただきたいと私は願うものであります。

さらに、玉ねぎのお話もしました。トリトンの前田さんから今、その可能性について、非常にいいぞと儲かるぞ。ポニーを飼い美園牧場で実際にやっている方は、高齢ですが頑張っている。馬もやりようによっては、非常に雇用を生むのではないのか。これは果たして、その可能性については、本当に検討して、一步踏み出せるかどうかというのは、非常に難しい判断が私は必要だというように考えています。

今、2つほど手がけていることあるいは見守っていることを含めてお話をさせていただきますが、1つは、答弁でも申し上げましたように新エネルギーの問題です。これは、町内の農業団体あるいは商工団体も含め、今、玉ねぎというよりも私どもの町の補助燃料、化学燃料に替わるものが何かできないのかという研究を1年間させていただき、今年実施計画をつくるということでございます。今、到達しているのは、うちが燃料として可能性があるのは、玉ねぎの皮を燃料化するということであります。これを重油や化学燃料と合わせた補助燃料として、使うことができないのか。農家の方々は、玉ねぎの加工もさることながら、玉ねぎの皮等を処理に大変困っておられるということも事実でございますから、このことを今、具体的な目処がたち経済開発協力の国の機関のお力も借りながら、今、実施し何とかそれらが雇用に結びつくことができないのかということを町内の代

表のもとで今、粛々とやっているというのが1つでございます。

さらに、季節的に働いている皆さんが今、例えば、ハウスで山菜栽培をできないのかということも今、出てございますから、何とか先進地を含め、視察に行つて欲しいということも含めて、予算措置の検討をしております。

しかし、実際に、まだ実のなるものかどうかも分からない中で、町の公のお金をもらう訳にはいかない。これは、いずれそのような見通しが出てきたら、ハウスの建立やあるいは苗木の育成等々も含め、産業に結び付けていきたい。これらについても着実に相談を受けながら、何とかそれを支援していく。さらには、先ほど申しました駅舎等の利用に対する雇用の問題であります。これらについても、数こそ何十人にもなりません、あらゆる機会に、そのような補助も入れながら雇用の機会を少しでも前に進めていきたいというのが、今、私どもがはっきりこの場でお話できる状況でございますので、川村議員が言うように数十人あるいはもっと多い規模の中で、雇用の確保をする施策を打つという状況では、努力不足かもしれませんが、私自身は今、着実にそのようなことを1つひとつ現実のものにしていく努力を職員と共にしているというような状況でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

4番（川村 進君） それでは、重ねてお伺いします。その新エネルギーに向かっている企業は、いろいろあるそうですが私たちは分かりません。どのような動きをしているか分かりません。玉ねぎの鬼皮を農家の方が畑で燃やしています。それなのか加工した残りを使うのか。現に農協で加工した残りが出ています。丸玉ねぎをそのまま皮むきし出荷する。2次加工は、どこか本州でやるのか分かりませんが、今、簡単なのです。この皮むきは、両側を押さえてブルンとむいて、真ん中をくり抜く機械があるのです。私は見ました。それが流れていき自動的に切られるのです。幅が決められており、焼肉用、カレーライス用、コロッケ用です。これはよくお話がありますが、自治体で何かの工場をつくり失敗した時のリスク、町民が何て言うのか。僕は、それは言わさない。何を言っているのだ。皆のためにやってくれたのだ。少し位の失敗に何を言うのだと。僕はかかっていきます。やっていただくと今、教育委員会が言っている子育て支援に関するものなどは、すぐ解決すると思います。行政がやるかやらないかは、町長の判断で、町長が国からの補助金をたくさんもらった時に、そのような研究機関だけをやるというのか。今回、4億円を超す額なのです。その中の2億円位は、道路や箱物ではなく新しい工場を造つて、その新しい工場には、土建屋も仕事に入りますので、道路でなくても仕事は生まれます。はっきり申しまして、質問時間がちょうど30分ですので、残りがありませんから、とにかくやるのかやらないかは町長です。やっている姿、形を表してもらい、その時に、もし失敗やうまくいかなかったと言っても、おそらく誰も文句は言わないと思います。はっきり言います。リスクはありませんので、ひとつ今の牧場で使用していない場所にポニーを放し、3名、4名の雇用を生み、通年雇用になり、これは民間ではなく公社にしておくと通年雇用の補助金が出ると言っています。それから高齢者を雇用すると、高齢者のための補助金が出ると言っている。このことは役場の方は皆知っているはず。そんなに負担にならないと思います。1つ位まずやってみてください。町長、お願いします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 「検討します」とか「努力します」というのは、私の性格に合いませんから、逐一丁寧に答えるつもりで、私はどなたの答弁にもたっているつもりでございます。

新エネルギーにつきましても、今、収集の問題。例えば、一般の農家の玉ねぎの表皮をどのように集めていくのか。それから、例えば、選果場から出た玉ねぎの皮は、簡単に集まるとは思いますがどうなのか。その流通も含めた玉ねぎの収集あるいは燃料化等々も含め、資本投資をどのくらいないといけないのか。それに対して、民間の投資をしていただける方が、町内にいるのかどうか。そして、その上で行政が通産省や林野庁の補助金なども活用しながら実用化に向け、23年度にスタートできればいいということで今、現実的なことをやっています。それをとても慎重にやっています。私は夕張市の様々な国策の失政によりまして、エネルギー産業が崩壊していく。そのあとに中田市政がとったのは、観光産業や当時のある意味ではリゾート法やいろいろな法令の中も利用しながら、様々ものを造ってまいりました。そのことが実際には、夕張市が今回の新しい会計制度を見ても、相当の赤字を抱えている。そして町民の生活が本当に苦しいという状況に、私は町長として追い込んではいけません。誰も責任を問う者はいないのだということには、私はならないのではないかと考えておりますので、それがまず1点目でございます。

もう1つは、4億円に及ぶ今回の経済対策は何度もお話しているように、これはある意味での私どもの実質公債比率、一般会計で標準財政規模に対する公債費の借金を返すお金が高い。その中で会計が硬直化している状況を何とか打破しなければいけないという中で、議会の皆さんとも昨年来、何度も議論をさせていただき、4億数千万円の予算措置を皆さんにこれでいこうという議決をいただいているということをもまずは、改めて確認をしていただきたいと思います。そのことによって、訓子府小学校の地震で崩壊するような校舎を何とか直したり、消防庁舎も補強したりいろいろなことを数十にも及ぶ事業をやらせていただきながら、私は今日を迎えている。そしてそこで、足りない部分として、本来、自治体が行うべきであろう教育や福祉の補完的なあるいは支えていくという本来の役割の政策を今後、打たなければならぬということをお話しているのであります。当然その中には、雇用の確保等も川村議員のご期待に応えられるかどうかは分かりませんが、大事な柱として絶えずそれは意識しながら努力をしているということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

4番（川村 進君） 堂々巡りになってはいけませんので、この質問はやるかやらないかは町長です。もうしょうがないのでここで打ち切ります。

次の質問に入ります。

財政健全化と公共工事の関係についてお伺いします。

財政健全化プランでの公共事業では、町費負担の縮減を図るとしてあります。

公共事業の積算を行う場合、町の負担金を縮減するため、全体的には、どのように反映していますか。

これは、予算計上の時、細部の検討はされていますか。

この2点をお伺いします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 財政健全化と公共工事の関係について、2点のお尋ねがありましたので、お答えさせていただきます。

まず、1点目の「財政健全化戦略プランでの公共事業では、町費負担の縮減を図ることとしておりますが、公共工事の積算を行う場合はどう反映しているのか」とのお尋ねですが、公共工事などの社会資本整備については、住民の要望や社会経済情勢を反映し、道路・河川・公営住宅・上下水道などの生活関連施設や福祉・教育文化施設などの投資的な事業を実施し、各種サービスの充実、町民生活水準の向上、産業の振興など、さまざまな効果をあげてきました。

しかしながら、本町においても少子高齢化や過疎化による人口減少、加えて近年の低迷する経済情勢等によりまして、本町の財政状況は厳しい実態のため、これらに対応するために、平成20年度から平成26年度までの7年を期間として、町財政の健全化対策と財政の早期改善を図るために、財政健全化戦略プランを進めているところでございます。

このような状況の中で、安全で豊かな町民生活の実現や活力ある地域社会の実現のためには、計画的な公共工事などの社会資本整備は重要であると考えており、これらを推進する上では、事業の緊急度・優先度を十分に勘案して事業を選択し、町費負担の縮減を図るために有利な補助事業などを活用し、財源確保に努めております。

また、公共工事は単純で小規模な工事から複雑で大規模な工事まで多種多様であります。工事費の積算にあたっては、その一つひとつの工事内容を精査し、品質が確保された公共工事の実施に努めているところでございます。

公共工事の積算にあたっては、厳しい財政事情の下、限られた財源を有効に活用して、最新の技術的動向などを把握し、国や北海道及び近隣市町村の情報収集を行ないながら、今後も一層のコスト縮減に取り組んでまいります。

次に、2点目の「予算計上の時に、細部の検討はされていますか」とのお尋ねでございます。予算計上を行う上では、住民ニーズを把握しながら、事業が効率的・効果的に発揮できるように努めているところでございます。

また、工事費の予算計上にあたっては、全体計画や実施設計が既に行われている工事などを実施する場合は、その内容に基づいて精査し、予算計上をしておりますが、実施設計と工事実施を同一年度に行う場合には、過去に施工された同様の用途・規模や構造などの類似工事や近隣市町村などの事例を参考にして、関係課とも協議し必要な工事内容を詰めながら試算を行い、予算計上を行なっているところでございます。

今後とも工事費などの予算計上においては、関係課と連携を図り、効率的・効果的な工事の実施に向けて、最小の経費で最大の効果が達成できるように取り組んでまいります。

以上、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

4番（川村 進君） それでは、重ねてお伺いします。私は、平成20年12月に南13線の見積り予定価格の精度に問題はないかということでお尋ねをしています。その時、町長は、道の規定に沿って積算しているから問題はないと答えられました。ところが、その後、いろいろ私なりに調べました。1,033万円、1,500m。そうすると1m当り8万円位の測量費がかかっている。町民の方にそのような話をしました。終わった工事なのだけと言ったら、1m当り8万円の測量費は、どのような測量なのだろうかという話

になりました。今回、教育委員会が説明しています保育園の増築1,200万円について、私は、建設課長及び企画財政課業務監に直接聞きました。どのようなことで12、3坪に水道を引っ張り、排水を抜き、そして中に便所が1つ、調乳室というミルクをつくる部屋があり、あとは部屋がないのに何で1,200万円もかかるのかとお聞きしたのです。これは非常に高い。一般の家庭において坪単価45万円以上になると殿様が住む御殿くらいの素晴らしい家ができるのです。本町において、13坪で1,200万円が積算されたのか根拠をお願いします。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（林 秀貴君） 工事の予算計上にあたって今回、補正予算で計上されています保育園の増改築の工事の関係でお尋ねがありましたのでお答えいたします。

まず、前段で今回の増改築工事の内容について、ご理解いただきたいと思いますが、議員ご存じのように来年の4月を目標に保育園を統合するにあたって、園児が増えることから、それに対応するために、まず、園児増に伴う増改築工事が行われます。それが今のところ45.36㎡。それとそれをつなぐ渡り廊下がございますので、それが4.8㎡となっております。合わせて50.22㎡のまず増改築工事が行われる。それと保育園の統合に伴いまして、現在の施設を改修しなければならないということで増改築工事のほかに現有施設の中で、改修工事が行われるということで1,200万円の計上となっております。予算計上にあたっては、その時点で総体の実施設計をしておりませんでしたので、用途、規模、構造が同じであります平成6年度に増築工事を行いました現在の乳児室の工事を参考にしまして、試算を行い、予算計上を行っているところでございますのでご理解いただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

4番（川村 進君） 基礎工事が何ぼ、生コンを何ぼ使い、型枠何人工、そして壁が何㎡で、僕が言ったように耐火ボードを何枚使用し、何センチの断熱材、グラスウールを入れ、クロス仕上げである。屋根は何㎡であり、垂鉛引きのトタン屋根など、そのようなものが出てこないで、ただ1,200万円。何が何だか分からないで1,200万円を使う。それで企画財政課業務監に僕は聞きました。財政健全化戦略プランの中でどのように検討し、企画財政課を通り、この予算出てくる時に、どのように精査したかということが問題になる。僕はそう思っている。企画財政課で何も見ないで1,200万円を出してきて、ボールみたいに丸めたやつを受け、中身に何が入っているか分からないというやり方では、予算と言えるのか。どうですか。そして、関連して、財政健全化戦略プランつくった企画財政課業務監と両方で一度答えてください。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（林 秀貴君） 再度、保育園増築工事の積算にあたってのお尋ねですのでお答えいたします。先ほど申し上げたように、参考としましては、現乳児室の分でございますが、この建物については、同じような木造平屋建で平成6年度の52㎡の建物ということで今回の増改築工事であります増築部分とほぼ同じ規模と同じ構造である。それで参考としました。その当時の平成6年度の工事費が52㎡で900万円程度。それで、今回の設計内容を現在の単価に置き換えて積算を行い、その内容に基づいて、多少物価上昇とかいろいろございまして、余裕をみながら積算したところ、その増築部分で約990

万円程度ということで試算しております。

それと先ほど申し上げたように、その増築以外の改築工事は、現乳児室を1歳の保育室に改築しますが、議員が言われたように、ここにつきましては、調乳室を児童用トイレに置き換えたり、いろいろな給排水工事、あと玄関ポーチの改修などを行いますので、そのもろもろの経費が150万円程度と試算しております。それとトイレと流し等をつけますので、給排水工事が必要となります。実は、給排水工事は現在の排水へつなぐところが浅いものですから、そこから給排水をもってこられないという状況の中で、西側をぐるっとまわさなければならないという部分で、若干割高な部分がございます、その部分が60万円程度見込んでいるということで総合計としまして1,200万円の試算をしているところでございますので、ご理解をいただきたいと思ます。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

4番（川村 進君） 理解できません。高すぎる。何mの水道を引っ張るのか。何m排水を引っ張るのか。何mなのか。今の積算でいくとどうなるのか。高すぎる。一般の家庭で45万といたら最大級の家だ。町だからそんなに高いことをいってくる。そして、財政健全化戦略プランで予算編成を工夫改善、予算調整機能の向上、予算執行の厳格化、入札契約事務の適正化、明確な情報公開ということを企画財政課がうたい、我々に手渡しているのです。その中にうたっている。そうした時に建設課から出てきたものを企画財政課でどう検討したのか。それを聞いているのだよ。どう検討したのか。

議長（橋本憲治君） 川村議員、マイクは素晴らしくなっておりますので、声は押さえてしゃべってください。

企画財政課業務監。

企画財政課業務監（森谷清和君） 今回の保育園の増改築の関係につきましては、構造あるいは必要面積、それから先ほど建設課長が申し上げましたとおり、以前、平成6年度に乳児室の増築を行っております。実際行った時の実績等を基に建設課で積算されておりますので、その金額を適当ということで、今回予算提案させていただいております。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

4番（川村 進君） まだ10分ある。どんな言い訳をしても、これを出した元締め企画財政課は6年度の単価いくらであるのか。コンパネが1枚いくらであるのか。それから耐火ボードがいくらであるのか。クロス張りの㎡がいくらであるか。平成6年度の時にいくらであった。今は安いはずだ。ものすごく単価下がっている。はっきり言うが。それらを検討しないで、ただ団子にまるめて投げてくるな。いいですか。キャッチボールやっているのではないのだよ。企画財政課は、よそからきた予算をきちんとひも解いてそうして我々に出してきて、これでよろしいですか。そうじゃないのか。平成6年の時、6年の時っていうが、6年の時は、バブルの最中ではないのか。それにかかっている時が、物が一番高い、工事費が一番高い時ではないのか。それ以後、もう本町にもあれもやれこれもやり、いっぱい出てきたものが、結局最後に今の交付税措置で、まいってしまい借金という形で残っているものではないのか。その時に町民のために町職員がきちんとした検証をして、きちんとした単価を出していたら、こんなに借金は残らなかったのではないのか。企画財政課がそれをやるのではないのか。横のつながりをしっかりもって、建設課が出てきたものをそのまま平成6年の時がこうだから、はい良いよでは、僕でもやってやる。

何も知らなくてもいいのだったら、臨時で使って欲しい。やはり行政というのはきちんとしたことをやってください。町長、これはどうですか。僕が言っていることは間違っていますか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 私の立場でいえば、きちんとやらせていただいているという答弁です。例えば、様々な国庫補助をいただいたり、道費補助を導入しながらやっていく時には、当然、基本単価というのがございますから、我々が単独で補助単価を決めて行うということではございませんので、その辺では、私は補助事業のメニューや国や北海道が定めている基準単価をきちんと参考にしながら積算し、積み上げ、その上で予定価格を公表し入札を実行するというのが通例の流れであります。今回は、臨時交付金の中で、ほとんどがこの交付金で補うということを含め使うと一般財源をいくぶん持ち出すことになる。その点でいくと今、補助単価の点からいくとコンパネが何枚とかということについての積算が全て100%それに当てはまるかどうかというのは、これは違います。

しかし、今、この計画をつめるにあたって、夏までにどのような形の保育所の統合が望ましいのかという議論をしてまいりました。8月の段階で、ほぼ場所と位置と大体の規模を建設課と教育委員会と私も入って決めさせていただきました。今回、この補正を出すにあたっては、一つひとつの積算と予定価格を出すということはまだしておりません。これから予算決めをしていただいた時に、改めて積算し、予定価格を設定する時に、一つひとつの積み上げをしながら予定価格を公表し、そして入札を執行するという流れになります。現時点では、1,200万円というのは一体何なんだというとは実は、基本的に類似する施設の平成6年のほぼ同規模、同じような内容であるし、さらには排水管とそのほかの改築の工事のあまた多いいろいろなもろもろがある。それらの単価を足して1,200万円というのが出てきた根拠でございますから、これに基づいてさらに今度は予定価格というのを設定してまいります。もちろん、これからきめ細かに積算根拠を積み上げ、公表し、1,200万円で落ちるということにはなりませんので、これは何%で落ちるかどうかは分かりません。

ちなみに、参考として、例えば、北見市仲町の児童センターの児童クラブ室増改築工事が、今、始まっております。この施設は、増築というようにとらえていいのですが、32.4㎡で大体1,200万円の予算経費を出しているということでございます。あたかも私どもやっているのが不明確で高いとかあるいはいい加減だとか財政健全化戦略プランは、何もやっていないのではないかという言い方は、私はいかがなものかと感じるものでございます。

議長（橋本憲治君） 川村議員、あと4分でございます。

川村進君。

4番（川村 進君） それではお尋ねします。30何㎡の1,300万円、1,200万円というのが伝書鳩に出ているはずですが、それも団子ですから、ただの団子、何をどうやっているのかも何にも出ていませんから、信頼するに足る情報ではありません。あくまでも道単価に高いものと安いものがあり、中間があるのであれば、中間をとるか一番安いところをとるか。とにかく何にお金を使うのか。町長が決められることで、これはもう特権事項だと思っていますから私は。

しかし、それを精査し、本当に正しい値段であるかということをやらなければ、どこまでいっても借金は減りません。借金をつくった今までに、このお化けみたいな過疎債は、半分を国であと半分を利息から何まで全部、国が補ってやるからやりなさいやりなさいと出てきて、そして10何億円の借金をつくり、それを払っていくのが大変だって言っている。財政が困窮した。それは全てここにあるのではないですか。公共工事は。もう時間がないですから、答弁はいりません。とにかく高い。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 過疎債やそれらの起債については、単価の問題ではないと思います。1つは、その保育所が各町のことですから。談合というのは業者との談合という話ですか。

4番（川村 進君） 団子です団子。談合なんて言っていません。団子です。談合ではないです。

町長（菊池一春君） 分かりました。例えば、所管課と建設課のあるいは議員と私どもがキャッチボールということですか。これは改めてまた、この施設については、きちんと積算し、予定価格を公表し、それぞれ細かく積算して発注、見積りあるいは入札の業者に提示して決めていくということになりますから、基本的なルールに基づいてきちんとやっていきたいと考えております。当然ですが、ご理解を賜りたいと思います。

4番（川村 進君） 終わります。

議長（橋本憲治君） 4番、川村進君の質問が終わりました。

これにて一般質問を終了いたします。

ここで、2時10分まで休憩をいたしたいと思います。

休憩 午後 2時 1分

再開 午後 2時10分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

本日の日程は終了いたしました。会議時間が相当残っております。議会運営委員長から報告がありましたように、一般質問が早く終了した場合は順次、日程を繰り上げて審議することにしておりますので、この際、日程を1日繰り上げたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、日程を1日繰り上げることに決定いたしました。

議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号

議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号

議案第62号、議案第63号

議長（橋本憲治君） これより、提案理由の説明が終わっております。議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、

議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第63号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に議案第52号の質疑を行います。

1人3回まで質疑行えます。議案書の1ページでございます。

7番、工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。それでは、第52号の議案について若干、質問いたします。

まず、ページ数を言いながら質問を進めていきたいのですが、4ページの道支出金、その中の総務費補助金、地域再生チャレンジ交付金の関係ですが、これは前段の説明の中で、3年間続くというお話がありましたが、これは3年間、町として同じ事業でなければダメなのか。あるいはいわゆる3年間それぞれその年その年で、いわゆる認定などを受けた事業でないといけないのか。そこら辺のご説明をお願いしたいということが1点です。

その次に、何点が続けてよろしいですか。ページ数が、次の6ページになります。総務費の中の総務管理費の13節、委託料、1億6,000万円の基幹系電算システムの業務更新。これについても、前段でご説明があった訳ですが、その中でこれも非常に額の大きい事業なのですが、1つは申し訳ないのですが、内訳、詳細についての説明ともう1つ端末関係が予算化されているということなのですが、この端末の台数も含めてちょっと説明をお願いいたします。

それから、7ページになります。7ページの清掃費の中の塵芥処理費の需用費の125万3,000円。これは、修繕料で追加されているものなのですが、前段の説明で弥生の処分場の汚水処理関係ということでありましたが、この金額について、どうこうということではないのですが、いつからこの不具合が起きていたのかということですか。

それから、そのことによって周辺の河川とかいわゆる近隣に影響が起きていなかったのかどうか。

それと水質調査等も含めて、管理は定期的に行われていたのかどうかということについて、まず、確認をさせていただきたいと思います。

その次にですが、最後にしようと思うのですが、同じ7ページの土木費の中の公営住宅改修事業の工事請負費に7,800万円計上されていますが、この関係については、工事がいつから始まって完成をいつ目指しているのかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（橋本憲治君） 企画財政課業務監。

企画財政課業務監（森谷清和君） まず、4ページの歳入の14款、2項、1目の総務費補助金の地域再生チャレンジ交付金につきまして、お答えしたいと思います。これにつきましては、高橋知事の公約の中で、道の申請プランで高橋知事2期目ということで、第2章という計画の中で、地域の格差是正のために設けられた交付金でございます。本町につきましては、プロジェクトとしまして「人づくり、モノづくり、元気なまちづくりプロジェクト」で、本町への人口の入れ込みですとか観光とかそのような方たちの人の入れ込みなどを目指す面で、非常に道内で見ますと非常に格差が大きいということで、それらの是正のためにこういった「人づくり、モノづくり、元気なまちづくりプロジェクト」というプロジェクトを提案させていただいて、今年度、採択を受けたのですが、この中に基

幹事業としまして「姉妹町交流事業」ですとか、それから「元気なまちづくり総合事業」「担い手育成事業」「農産物加工指導事業」「食の安心安全基盤づくり事業」「地域資源活用事業」「まちづくり委員会活動事業」という7本の基幹的な事業をそのプロジェクトを推進するための事業として、提案しております。この中で、例えば、担い手育成事業といった事業もあるのですが、これらにつきましては、さらに細かい事業を柔軟に来年以降、今年予定している事業とまた違う事業を入れるとか、そのようなことは可能です。ただ、基幹的な今言いました7本の基幹的な事業につきましては、それを中止することには制度上難しいということになっております。今年度につきましては、今のところ700万円を予定しておりますが、22年度で600万円、23年度で300万円の範囲内で事業を展開しようということで、今予定しております。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 6ページになりますが、総務費の電算の基幹システムの関係の詳細な内訳でございますが、これにつきましては、全員協議会でも若干お話をさせていただいておりますが、実は、これをやろうとする手法は、プロポーザルという提案方式がありますから、中身のものは多少ソフト関係、パッケージ関係で前後したり、移動したりするというやり取りはあろうかと思いますが、今の時点で想定されている部分でいくと足して端数が合うか暗算できませんので、まず、基幹系の業務システムで約6,300万円、端数が出るものですから、簡単に足せないのですが、財務会計で約1,800万円。そして今回、水道会計では計上しておりませんが、前にお話しましたように水道で約1,000万円、そして初期導入費用ということで、5,600万円程度、そして、クライアント、要するに端末の機械部分でいきますと台数というのはきちんとまだ決まっておりませんが、概ね100台から105台。職員と臨時の方の含めた頭数分といいますか、大体それ位になるのではないかという部分で、その機器が約2,000万円位。そして、水道の1,000万円除きますとその合計が1億6,000万円という積算でございます。足しでずれられるかもしれません。そして、この内訳については、先ほど言いましたようにプロポーザルですので、このやり取りで動くことはありますが、今、そのような積算の中でやっているということでご理解いただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（平塚晴康君） 7ページの清掃費の中の塵芥処理事業の修繕費でございますが、異常を発見したのは6月2日でございます。そして、異常が発生したということで、このプロワですが、現在、調整槽のプロワとそれから接触槽のプロワということで、各1台ずつありますが、この調整槽のプロワを使って今処理をしているということでございますので、この補正がお認めいただいた段階で、また対処していくということになりますので、この分でいけば河川への影響はないということになってくると思います。それで、水質調査の管理は適正かということでございますが、これにつきましては、水素イオンだとかそれからBOD、COD、SSを毎月、水質調査しておりますので、この分では適正に管理しているということでございます。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（林 秀貴君） 7ページ、8款の土木費の工事請負費の末広団地公営住宅改修工事のお尋ねでございますが、今回の末広団地の公営住宅改修工事につきましては、国

の景気浮揚対策によって、財源確保ができるということで、予定していた年度を前倒しして今回、2棟7戸分を実施するものでございます。現在1棟4戸分を工事中で、そこがある程度終了してから、工事が始まるということで、現在のところ、10月末くらいから年度内いっぱいを用意しているということで、この団地に住み替えの方もありますので、その辺は支障のないように工事を行う予定としておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） ほかに質問ございませんか。

1番、佐藤静基君。

1番（佐藤静基君） 1番、佐藤です。7ページをお願いいたします。農林水産費の中の環境保全型農業推進事業補助金の20万円の件であります。以前説明がありました。きたみらいへ町単独事業として、クリーン農業のリーフレットをつくるということは、クリーン農業、いわゆる減農薬とかそのようなものの関係を指しているのか。その方が要するに訓子府だけでリーフレットをつくるという意味なのかが1つ。ほかの8農協は、この関係では出さないのか。そこの割り振りが1つ。

それからこの時点で、なぜその20万円の補正を組んで行わなければならないのか。その事情も聞かせて欲しいと思います。

それとこのリーフレット作成について、どれ位つくってどの方向に出すつもりなのか。例えば、町内向けなどあるのかどうか分かりませんが、どの方向に使う計画でいるのか。それと商工費の中の同じ内容で、観光物産活性化補助金の中で、これも町の活性化として、商工会が商工観光と聞いたので、リーフレットを作成する。これについても、どのような形式なもので、この70万円の予算それから、これは、町外向けだと思うのですが、その使い方といいますか、そのリーフレットで予定している内容を教えてください。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（佐藤正好君） 議案書の7ページ、まず、6款、農林水産業費の中の1項、3目、農業振興費、環境保全型農業推進事業費補助金について、まず、お尋ねをいただきました。これにつきましては、訓子府町だけの取り組みであるということで、訓子府の中で、いろいろ特裁農家などが、いろいろ減農薬などをやっておりますが、そうした方を1枚のものにまとめたリーフレットということであります。

今回、急に補正ということのお尋ねでございましたが、先ほど、補正で説明してございました道の補助金になりますが、地域再生チャレンジ交付金、この事業の中に取り込めるということが決まりましたので、今回、急ぎよ、補正をさせていただきました。たまたまりーフレットの残りがわずかとなったものですから、この機会に作成させていただくというものでございます。

同じように、7款の商工費、1項、2目の商工振興費になります観光物産活性化補助金につきましても、同様に今回、道の地域再生チャレンジ交付金の対象事業になるということで、今回補正をさせていただいたものでございます。

戻りまして、先ほどの環境保全型農業推進事業補助金の部数でございますが、3,000部を予定してございます。用途というか利用につきましては、いろいろな視察関係でこられる方に、配布したりあるいは特産のPRに行った際に配付するといったことに使わせていただくというものでございます。

それと7款の観光物産活性化補助金、まず、内訳をお話したいと思いますが、この中には、パンフレットの部分が60万円。それとホームページの作成が10万円となっておりまして、パンフレットの内訳を申しますと飲食店や公共施設などを分かりやすく紹介したマップで、B5版のものを3,000部、概算事業費として30万円。それとポケットサイズのを5,000部、20万円。それと農業観光の取り組みを想定し、安全安心な農産品の販売促進の際や体験型農業の参加PRの時に配付することを想定したものが、1,000部で10万円。それぞれ商工会の中で取り組みをしたいということでございます。この中でも飲食店等のマップや町の魅力を発信するホームページの取り組みにつきましては、多くの市町村が当然のごとく取り組んでいるというものであります。それで今回、北海道の地域再生チャレンジ交付金が採択になったことを期に商工会の要請に応じまして、取り組むということにしたものでございます。

それとこれの使い道、使途でございます。マップ関係、飲食店等のマップ関係につきましては、訓子府町内の飲食店あるいは旅館あるいはオホーツクの観光案内所などに配付したい。そして、そのほかに来町された方あるいはこちらからどこかに訪問した際、PRに使わせていただくということを想定してございます。それと農業用のものにつきましては、先ほど言いましたように販売促進ですとかあるいは体験農業の参加、PR時に配付させていただくということでご理解をお願いしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 1番、佐藤静基君。

1番（佐藤静基君） 1番、佐藤です。その件について、もう少し伺いますが農業関係のパンフレットについては、残り少ないということで同じものをつくるということなのか。1ついえば要請があつてつくるのかあるいはいわゆる町が自主的につくるのか。それから、商工費の商工会のいわゆる最後に言ったマップ、町内の一般家庭では、訓子府の場合、おそらく9割は訓子府で食事をしたり、飲食店を使うと思いますが、今の説明ですと町外では、オホーツクの観光案内所と聞いたのですが、地元へPRなどに配付は考えていないのか。その2点だけ教えてください。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（佐藤正好君） まず、農業振興費の中で、これは農協の要請か町が自主的につくることにしたのかというお尋ねでございますが、今年のクリーン農業推進協議会の中でも議論になりまして、予備が少ない。そしてこれからクリーン農業をどんどんアピールしていく際に、もう予備がなくなっているということを受けまして、今回、道の交付金があるということで、あえて町で作成する方向で、農協とも協議させていただいたというものでございます。それと飲食店等のマップにつきましては、町内の飲食店あるいは旅館や公共施設関係にも置いておきたい。そして、希望があれば、これは実際に商工会で作成するものですから、そちらに最終的な判断を委ねなければなりません、結構、部数的には多いですから、希望があれば配付いただけるのではなからうかと思っております。

以上です。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

3番、山本朝英君。

3番（山本朝英君） 3番、山本です。7ページの農業基盤整備の関係でお伺いをしたいのですが、道営畑総東部については、まだ事業費が残っていると思うのですが、南部に

については、もう今年で終わりであるのか。それと河川敷の払い下げの件はどうなっているのか。ちょっと説明いただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 農林商工課業務監。

農林商工課業務監（村口鉄哉君） 畑総事業の今後の計画を含めてだと思えます。南部につきましては、今ご質問がありましたとおり、河川敷の部分が一部ございます。まだ、現在、河川用地の所有者であります財務局との折衝がまだ続いておりますが、一応計画としまして、来年度の平成22年度の事業計画で進めております。現在の予定としましては、事業費で申し訳ございませんが、平成22年度の事業費予算で約2億6,500万円、一部、河川敷の事業費も含んでおります。それと東部地区もまだ一部残っております、東部地区につきましては、1億8,500万円ということで、通常であれば5年で終了するのですが、道の予算と含め、この2地区につきましては、6年で事業が終了するということで平成22年度までに終了ということで、ご理解していただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

3番（山本朝英君） 山本です。これ、河川敷の払い下げは一部、今年やれるということなのですか。全部、来年になるということなのですか。もう一度お願いします。

議長（橋本憲治君） 農林商工課業務監。

農林商工課業務監（村口鉄哉君） 事業予定としまして、21年度で調査計画を行って22年度で、実施する事業計画であります。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

8番（西山由美子君） 8番、西山です。6ページの3款、2目、3節、子ども応援特別手当支給事業についてお伺いします。今年2月の臨時会で一度、平成21年2月1日の基準日において、平成2年4月2日以降に生まれた子どもが、世帯に2名以上おり、上から2番目以降の子どもが平成14年4月2日から平成17年4月1日の間に生まれている場合、1人に対して3万6,000円が支給される内容で、74人の288万円が予算として組まれていましたが、今回は生まれ月も同じなのですが、人数が違いますが、その比較というのか、それを教えてください。

それと前回の2月時には、この74人に全員支給されているのかどうか。状況も教えてください。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 今年2月に20年度の補正予算というところで一度、計上させていただきましたが、今回との違いでいけば、まず、対象の年齢が、平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれで、小学校就学前3年間に属する子どもで、昨年度分につきましては、第2子からで、第1子分は対象にならなかったのですが、今回はその先ほど言いました小学校就学前3年間に属する子全員が対象ということです。今、8月1日現在で、対象になるのが115世帯で123名ほどいますが、基準日が今回10月1日ということで、転入など異動等も考えられますので、今回の予算計上は、120世帯の130人で計上をさせていただいております。それと昨年度の状況でございますが、全員漏れなく支給は終了しております。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

8番、西山由美子君。

8番（西山由美子君） 西山です。今のことですが、これ対象の世帯には直接通知がいくということでしょうか。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） そのとおりでございます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより、議案第52号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第53号の質疑を行います。

1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

9ページでございます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより、議案第53号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号の質疑を行います。議案書13ページでございます。

1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第54号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号の質疑を行います。議案書17ページでございます。

1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第55号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号の質疑を行います。

1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。議案書20ページでございます。

7番、工藤弘喜君。

7番(工藤弘喜君) 7番、工藤です。それでは、議案第56号の環境保全条例の制定についての質問になりますが、この説明を受けた中で感じた訳ですが、中身的には非常に重要なことも多々うたわれていますし、もう一方でそのことによって、町も当然そうありますが、町民も含めて、それにどのように取り組んでいくのかという課題が発生してくるような条例であります。この関係で町として、非常に大事な条例だと思っております。町民にもこの条例が可決されますとどのように広報していくのかということが1つともう1つが説明の中でもありましたが、罰則規定がないということではあります。この条例だけが一人歩きをして、例えば、自分も農家やっっているながら河川を汚す場合も、もしかしたらあり得るかもしれない。そのような時、いわゆる摘発に終止するようなことだけは、やはりあってはいけないと思うのであります。やはり本当の意味での実効性をもったものにするためには、この条例の第9条等でもいわれていますし、あるいは18条でもいわゆる指導及び助言等々でも、うたわれていますがこれらについての町の考え方といいますか取り組み方等について、お聞かせをいただきたいと思っております。

議長(橋本憲治君) 町民課長。

町民課長(平塚晴康君) この条例につきましては、お認めをいただきましたら、間に合えば10月号広報の中に折り込みをしたいと考えてございます。そのことで、条文等が長い部分はありますが、何とか皆さんにお知らせをしなければならないと今、考えている

ところでございます。

それから罰則規定はありませんが、これについては、皆さんで河川の保全に努める理念的な条例でございまして、皆さんの協力をいただいて、きれいな川にしていくことでございまして、その中では、今、工藤議員が言われたように何かの状況で、河川が汚れるということもあろうかと思いますが、その分については、この条例の中の18条それから19条の中で対応をしていきたい。これは、よほど酷いということになれば、いろいろな部分が出てくるかと思いますが、通常の報告、調査、それから指導の中で行えることがあればそれで対応していきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） 今、お答えいただいた訳ですが、やはりもうひとつ非常にこれは今すぐ早急にということにはならないのかもしれませんが、その前段で私の一般質問のいわゆるまちづくり条例等々も含めて、若干、関係するかもしれませんが、やはり、今回の環境保全条例の中で、いわれている本質的な部分は、出発点が常呂漁協の皆さん方の切なる願いも含めて考えていきますとやはり非常に大きく、単に自分たちだけが良ければという発想は、もちろんいけないのですが、なぜ、このことに取り組まなければいけないのかということも含めた学習などを皆で、なぜこのことが必要なのかということに対する提起を、やはり積極的にこれから行っていく必要が生まれてくるのではないかと思います。この条例は、別にしても思っています。その面でこれをきっかけとして、例えば、社会教育になるのかあるいは町民課サイドの問題になるのか分かりませんが、やはりどこかで1年に1回でも体験的な講座、勉強会なども含めて、そろそろ町も考えていかなければならないことも必要になるのかなというように思っていますが、その辺についてはどうでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（平塚晴康君） この条例の中にも環境学習それから愛護月間という部分もございまして、1市2町統一した条例でもございまして、1市2町で統一した愛護月間を設けたり、統一の事業を行ったりすることが、これから出てくる訳ですが、実際に今もやっておりますが、それも一層に努めるのとまた町独自の事業も検討していきたいと考えています。

議長（橋本憲治君） 1番、佐藤静基君。

1番（佐藤静基君） 1番、佐藤です。この条例の制定について、1市2町ですから、これを進めていくような推進協議会的なものはあるのか。

この事業を推進していく中で、いろいろ今、議論していましたが、職員の対応で必要な場面が出てくるのか。もう一つは、場合によっては、この条例の関係で予算付けが発生するようなことになるのか。今の時点で教えてください。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（平塚晴康君） この条例をつくる前にも1市2町で常呂川水系の推進協議会がございまして、その中でこの条例も含めて検討をしてきたところでございます。その中に町長は、もちろんのこと担当職員も入っているということでございます。

それから、この条例の予算の関係でございまして、これも今言いました協議会の中で現在、予算を負担金として支出している訳ですが、他の事業をやる場合は、この予算を使い、

事業を行っていくということでございますので、今の段階では、この負担金の中でやりくりをするということでございます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

9番、上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 9番、上原です。この条例の中に町の責務として、第4条がございます。この中で「保全等のため、総合的な施策の実施に努めなければならない」という表現がありますが、今、課長から説明のあった対応以外に具体的な施策をもっていこうとするのか。

最初に、工藤議員から確認がありましたが、農業者にとっては、いろいろな状況が想定されることもあります。これについて、さらに補助金の導入等を含めた対策も考えていく基本的な考えをもっているのか。その辺についてお聞かせをいただきたい。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（平塚晴康君） 第4条の町の責務の中で、先ほど私が言いました事業のほかに具体的な施策ということでございますが、今後、この条例をお認めいただいたあとで、1市2町を含め検討していくという形になると思います。

また、農業者への補助金導入につきましては、この条例の協議の中では、なかなかその辺の話は出てきておりませんので、今後、どのような形で補助金が導入できるかも含め、検討しなければ分からないという部分がございますので、また何かの集まりがある時に含めてお話をさせていただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

町長。

町長（菊池一春君） 今、3人の議員の皆さんからご質問をいただきました。総括的には、平塚課長の答弁のとおりでございます。これは、条例制定の時には説明をさせていただきましたが、神田市政以来、平成17年位ですか常呂漁協から話があり、この流域の条例をまず皆でつくる必要があるのではないのか。その点では、環境行政を一緒になり、やっていくということの確認をした中で、私が町長になってからも、この条文の語句も含めた考え方の議論をした経過がございます。その中で、私自身は議員からも出ていましたように、ペナルティ、罰則を設けるのがどうかというご質問も全体の中で、意見をさせていただきました。経過の中では、例えば、牛の酪農のふん尿の問題が議論になりまして、その前後までは、道の補助と記憶しておりますが、堆肥舎の補助があり、野積みすることは避けよう。できるだけそれを奨励しながら、糞尿の河川への流入を防ぐということが、終わった時期だったのではないかと記憶しています。そのようなこともあり、罰則規定を設けることが、今、酪農状況の厳しい中で、さらには、道の補助金等が現状では、継続して望めない状況の中では、いかがなものかという議論もした経緯がございます。しかし、この点については、工藤議員もご指摘のとおり、単なる罰則的なことだけではなくて、環境の情勢を図りながら、意識の啓発等も図り、自助努力と状況によっては、統一的なさらに強いものも求めていくという環境もつくっていかねばならないと考えておりますが、現時点では、まずは、1市2町が共通して協定を結べる条例の制定ができる文言と考え方で統一するというところでございますので、ここの点では、ご理解をいただきたいと思いません。

それから、もう過去10年近くになるとと思いますが、先ほど、平塚課長が言っていた組織で水質検査をずっとやっております。これは、一部冊子になり、毎年BODやいろいろなことの結果が公表されております。これも引き続き、BODなどの検査、水質の検査をしながら、本町もいくぶん改善されてきているということが今年の報告にありましたが、依然として、やはり融雪期の流入時が、やはり数値が高くなるとの指摘もありますが、これらも一層、啓蒙活動として、広報活動も通じながら、理解を深めさせていただきたい。

さらに、この条例に関わりなく、例えば、先般で申しますと揮発油の河川の流入等については、この条例に関わらず、担当課が直接出向き一定の注意やあるいは負担等も含めて自己責任の中で処理しているという経過もございますから、これらも含め相対的に環境の浄化に努めていきたい。

さらには、1市2町の中で、1年に1度、フォーラムを開催していますし、流域の子どもたちが常呂川の中で、いろいろな催しを1年に1回、1市2町の当番制でやっていますし、さらにはまた、ポスターの作品を募集し、先般、去年の作品だったと思いますが訓子府の子どもたちが特賞をとり大きなポスターとなり、いろいろなところに貼っていることもございますので、それがもっと町民の中に活かされていくことを、さらに、この条例化することで1市2町が協調し進んでいきたいと思っておりますし、本町においても、教育委員会社会教育課などにもご理解をいただいき講座等で、このことを学習のテーマにしながら、地域振興の中で働きかけていきたいと考えているところでございます。ご理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

3番（山本朝英君） 山本です。この中身については、十分理解をしているつもりでございます。今、町長の説明の中にも、強いものをもって取り組むべきではないのかという言葉もありましたし、また、この中に町の責務という文言もあります。町民は、こんなこと言っているのかどうかあまり大きな声では言えないのですが、過去において、川南地区で揮発油を流してしまったことは、全町民も記憶があると思うのです。そのようなことで、町も大雨による河川汚染をした、あるいは揮発油のこともございますが、このあたりも十分踏まえた中で、皆が理解できるような取り組みとして、我々もこの話を例えばパンフレットを町民に配りますと、あの時あのようなことあったのではないのかということが出てきますので、そのようなことのないようにこのこともきちんと話してあるということも含めておかなければ、町民から逆に反発がでるといような部分もありえるかもしれませんので、皆で取り組むということは、そのことも含めて協議をしていただきたいと思っております。意見として受け止めてください。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

8番（西山由美子君） 8番、西山です。皆さんの意見と重なるかもしれませんが、先ほど町長がお答えになった中にも出ていたのですが、川を汚したのは、私たち大人の責任です。今、きれいな川にしていくという動きは、子どもたちの将来のためでもあると思うので、この条例は、大人たちが作り、きれいにしていく動きがあることを子どもたちに分かりやすい言葉で、また違う意味の広報をして欲しいと思っておりますが、そのような取り組みはあるのでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（平塚晴康君） この条例につきまして、まだ具体的なことでは考えておりませんが、ただ、先ほど言いました町民への周知という部分では、大きな部分として考えておりましたが、子どもの部分につきましても、表現がかなり難しい部分は出てきますが考え、先ほど町長からお話したように子どもを対象に常呂川ウォッチング等事業をやっておりますので、その部分では、何か子どもたちにも周知できるもので考えていきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより議案第56号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号の質疑を行います。議案書24ページでございます。

1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより議案第57号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号の質疑を行います。議案書25ページでございます。

1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。  
これより議案第58号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号の質疑を行います。議案書26ページでございます。

1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第59号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号の質疑を行います。議案書27ページでございます。

1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第60号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号の質疑を行います。議案書28ページでございます。

1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。  
これより議案第61号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号の質疑を行います。議案書29ページでございます。

1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。  
これより議案第62号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号の質疑を行います。議案書30ページでございます。

1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。  
これより議案第63号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

ここで、午後3時15分まで休憩をとりたいと思います。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時15分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

#### 追加日程の議決

議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

次に、冒頭、議会運営委員長から報告がありましたとおり、今定例会に追加議案として提案されました、議案第65号 北海道横断自動車道建設にかかわる町有林の処分について、を日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、この際、議案第65号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

#### 議案第65号

議長（橋本憲治君） 議案第65号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議案書、皆さんに配布した57ページになっております。

農林商工課長。

農林商工課長（佐藤正好君） 議案第65号の提案説明を申し上げます。議案書57ページでございます。

議案第65号 北海道横断自動車道建設にかかわる町有林の処分について。

次のとおり町有林を処分したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の所得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本件につきましては、本年8月31日付文書をもって、網走開発建設部長から事業用地の取得について協議があったものでございますが、北海道横断自動車道の早期建設を要請してきたこれまでの経過を踏まえ、処分を行おうとするものでございます。

それでは、記以下について説明を申し上げます。

まず、1の処分しようとする普通財産についてであります。処分対象地につきましては、字常盤20番地1の土地と立木でありまして、処分地の位置、形状等につきましては、別に配付しております「資料3」の図面をご覧いただきたいと思えますが、右下の拡大図に として黄色表示をしているとおりとなっております。

57ページに戻りまして説明をさせていただきますが、土地については地目が山林で、処分面積は台帳面積2,508,531㎡の内87,795.26㎡でございます。処分金額につきましては、国で算定した林地の標準地価格64.7円/㎡を乗じた5,680,353円でございます。

次に、立木でございますが、人工林の樹種は、カラマツとシラカバであります。7,104本。天然林としましては、トドマツ、イタヤ等になりますが、16,219本の合わせて23,323本でございます。立木の処分金額は、北海道用地対策連絡協議会の単価により積算しました11,145,593円でございます。

この結果、処分しようとする普通財産の処分金額としては、合計で16,825,94

6 円となります。

次に、2 の処分理由につきましては、北海道横断自動車道の建設用地にするためでございます。

3 の処分の相手方については、網走開発建設部となります。

4 の処分の方法は、売買契約を締結し、処分することになってございます。

5 の処分の日につきましては、横断道にかかる進入路工事の関係上、本年9月30日を予定してございます。

なお、これに係る歳入予算につきましては、12月定例会で提案をさせていただきたいと存じます。

以上、議案第65号について、提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。

1人3回まで質疑が行えます。

ご質疑ございませんか。

5番、小林一甫君。

5番（小林一甫君） 5番、小林です。町有林の処分については、反対するものではありませんが、町としては、非常に貴重な財産であると思っておりますので、その販売したといえますか、その処分の部分で、間違いなく16,825,946円の金額が町に入ってくるのかどうか。お伺いをしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（佐藤正好君） ただいま、契約したあと間違いなくお金が入ってくるのかというお話でございます。これは、契約書の案も既にできてきており、網走開発建設部長と契約することになってございます。公の団体と公の市町村の契約でございますので、間違いなく履行されるものと考えております。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

1番（佐藤静基君） 佐藤です。この売上の金額は、どのように使うといたしますか。単に一般会計に入れるのか。そのことについて伺います。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（佐藤正好君） 現時点では、普通財産の売却ですので、一般財源の形で受ける予定でございます。例えばこれから基金に積むかどうかにつきましては、これからの協議ということでご理解を賜りたいと存じます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第65号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

認定第8号

議長(橋本憲治君) これより提案理由の説明が終わっております認定第8号について  
質疑、討論、採決をいたします。議案書39ページでございます。

1人3回まで質疑行えます。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。  
討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。  
これより認定第8号の採決を行います。  
本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり認定されました。

認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号  
認定第6号、認定第7号

議長(橋本憲治君) これより提案理由の説明が終わっております一括議題の認定第1  
号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号の質疑  
に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、  
議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑をすることを許します。

まず、最初に認定第1号の質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、認定第1号の質疑を終了いたします。  
次に、認定第2号の質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、認定第2号の質疑を終了いたします。  
次に、認定第3号の質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、認定第3号の質疑を終了いたします。

次に、認定第4号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、認定第4号の質疑を終了いたします。

次に、認定第5号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、認定第5号の質疑を終了いたします。

次に、認定第6号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、認定第6号の質疑を終了いたします。

次に、認定第7号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、認定第7号の質疑を終了いたします。

以上をもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第7号につきましては、訓子府町議会運営基準に基づき、4人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

審査期間につきましては、議会の閉会中も審査を行うことができるものとし、議会が本案の審査終了後、議決するまで審査を行うことにいたしたいと思っております。

また、地方自治法第98条に基づく検閲検査ができることにしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は4人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

委員の選任については、訓子府町議会委員会条例第7条第1項の規定により、河端芳恵君、川村進君、工藤弘喜君、上原豊茂君をそれぞれ指名いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4人の諸君を、決算審査特別委員に選任することに決定いたしました。

ここで、午後3時40分まで暫時休憩をいたしたいと思っております。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時39分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を継続いたします。

休憩中に、決算審査特別委員会を開き、正副委員長が決定しましたので報告いたします。

委員長に工藤弘喜君、副委員長に河端芳恵君と決定いたしました。

なお、審査期間は平成21年11月16日の月曜日から11月20日の金曜日までの5日間、午前9時から午後4時までと決定いたしました。

#### 追加日程の議決

議長（橋本憲治君） お諮りいたします。ただいま、工藤弘喜君ほか3名から、意見書案第5号、道路整備に関する要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第5号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

#### 意見書案第5号

議長（橋本憲治君） 意見書案第5号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、意見書案第5号について、ご説明をいたします。

意見書案第5号

#### 道路の整備に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成21年9月16日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者 議員 工藤弘喜  
議員 西山由美子  
議員 上原豊茂  
議員 橋本憲治

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開き願います。

（以下、意見書朗読、記載省略）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成21年9月16日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

総務大臣様  
財務大臣様  
国土交通大臣様

以上でございます。ご審議の上、ご採択くださいますようお願いいたします。  
議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。

1人3回まで質疑を行えます。  
ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。  
討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。  
これより意見書案第5号の採決を行います。  
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 閉会の議決

議長（橋本憲治君） 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思います。  
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。  
よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

#### 閉会の宣告

議長（橋本憲治君） これにて平成21年第3回訓子府町議会定例会を閉会いたします。  
ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時 48分